



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会 4 月定例会

日 時：令和 7 年 4 月 18 日（金）

午前 10 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

資料 番号	議題	配布先
1-1	旭警察署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆生活安全ニュース、交通ニュース等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭警察署生活安全課・交通課（TEL：361-0110）	単会 会長
1-2	旭消防署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆火災・救急状況及び消防訓練の消防職員派遣依頼等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単会 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

資料 番号	議題	配布先
2-1	初期消火器具設置費用の一部補助について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願いします。 単位会長：定例会等でご検討いただき、申請する場合は消防署にご相談の上、申請を行ってください。 ◆消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置する費用の一部を補助する事業を行っており、令和 7 年度も 4 月から受付を開始します。 ◆申請期間 4 月 1 日（火）から 9 月 30 日（火）まで ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単位 会長

資料 番号	議題	配布先
2-2	<p>敬老パスの新たな取組について（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。</p> <p>①令和7年4月1日以降に、75歳以上で運転免許証の返納した場合に、令和7年10月1日以降の敬老パスが3年間無料の対象となります。</p> <p>②地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、令和7年10月1日以降、敬老パスの提示により半額程度で利用できるようになります。</p> <p>◆掲出期間 9月30日（火）まで</p> <p>◆問合せ先 健康福祉局高齢健康福祉課（TEL：671-2406）</p>	掲示
2-3	<p>「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度として「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 都市整備局地域交通推進課（TEL：671-3800）</p>	単会 会長
2-4	<p>新たな「横浜市地震防災戦略」について（事業説明）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和6年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、地震防災戦略を刷新しました。12月に素案を公表し、市民意見募集でのご意見等を踏まえ「横浜市地震防災戦略」として、このたび取りまとめることができましたので、その内容をご報告します。</p> <p>◆問合せ先 総務局防災企画課（TEL：671-4096）</p>	単会 会長
2-5	<p>戸籍氏名の振り仮名記載について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。全国一斉に開始される事務についてご承知おきいただくと共に、定例会等で会員あて情報提供をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 市民局窓口サービス課（TEL：671-2176）</p>	単位 会長

資料番号	議題	配布先
2-6	<p>令和7年執行 参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における投票管理者等の推薦について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合でとりまとめ後、資料1-1「当日投票所 投票管理者・立会人推薦書」及び 資料2-1「期日前投票所 投票立会人推薦書」をご提出ください。</p> <p>◆参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙について、当日投票所の投票管理者・立会人及び期日前投票所の立会人の推薦について御協力をお願いします。</p> <p>◆提出期限 5月21日（水）</p> <p>◆問合せ先 旭区選挙管理委員会（旭区総務課統計選挙係兼任）（TEL：954-6012）</p>	連長
2-7	<p>自治会町内会館整備について（事業説明）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和8年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和8年度予算編成に向けた事前申出を募集します。指定する期日までに必要書類を区役所地域振興課までご提出ください（公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出が必要です）。</p> <p>◆申込期限 7月7日（月）</p> <p>◆問合せ先 市民局地域活動推進課（TEL：671-2317）</p>	単体会長
2-8	<p>GREEN×EXPO 2027の機運醸成について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和7年3月19日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」において、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会から、最新の会場計画及び新たに出版（店）者145者が発表されましたので、お知らせします。</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課（TEL：671-4627）</p>	単体会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

資料番号	議題	配布先
3-1	<p>旧上瀬谷通信施設地区におけるR7年度の工事について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆GREEN×EXPO 2027に向けてR7年度に新たに着手する工事および現在進めている工事の進捗状況をお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課課（TEL：900-0702）</p>	連長

資料 番号	議題	配布先
3-2	<p>令和6年度日本赤十字社会費募集結果報告について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和6年度日本赤十字社会費募集結果について報告します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長
3-3	<p>令和7年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の納入について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和7年度の日本赤十字社会費への納入について依頼します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	別送
3-4	<p>令和7年度旭区更生保護協会会費の納入について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：会費募集及び納入にご協力をお願いします。</p> <p>◆令和7年度の旭区更生保護協会会費への納入について依頼します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	別送
3-5	<p>第5期旭区福祉保健計画 地区別計画の策定について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：原稿の作成・提出にあたり、計画推進組織から連合自治会町内会長に内容の共有がございますので、ご協力をお願いします。</p> <p>◆第5期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）[推進期間：令和8年度から令和12年度まで]の策定にあたり、各地区の計画推進組織に対し、地区別計画の原稿作成を依頼します。</p> <p>◆提出期限 9月30日（火）</p> <p>◆問合せ先 旭区福祉保健課（TEL：954-6143）</p>	連長
3-6	<p>広げよう、SDGsの輪！令和7年度 旭区SDGs月間 エントリー行事を募集について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆「旭区SDGs月間（8・9・10月）」にエントリーしていただける、行事・イベント・活動などを募集しています。自治会町内会で開催する様々な行事をエントリーしていただき、SDGsの輪を、一緒に広げましょう！</p> <p>◆エントリー期間 4月18日（金）から7月20日（日）まで</p> <p>◆問合せ先 旭区区政推進課（TEL：954-6027）</p>	単位 会長

資料番号	議題	配布先
3-7	<p>旭区子育てポータルサイト「あさひっ子もり」がリニューアルオープンしました！～横浜市子育て応援サイト「パマトコ」を120%活用！～（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆旭区子育てポータルサイト「あさひっ子もり」では、出産・育児についての手続き案内や相談窓口、区内の子育て情報をご紹介します。この度、「親子の居場所」のページを拡充させ、横浜市子育て応援サイト「パマトコ」と連携するサイトとして、4月1日にリニューアルオープンします。今後、旭区内のより身近な子育て情報をわかりやすく発信すると同時に、「パマトコ」を120%活用できるサイトとして、双方の掲載情報を充実していきます。ぜひご活用ください。</p> <p>◆問合せ先 旭区こども家庭支援課（TEL：954-6151）</p>	掲示
3-8	<p>よこはまくらしナビの掲示依頼について（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆今年度より消費生活推進員制度を休止させていただきましたため、今後の啓発の一環としてよこはまくらしナビの掲示をご依頼させていただきます。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6091）</p>	掲示
3-9	<p>令和7年度「旭区タウンミーティング」の実施について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆地域課題について地域と区役所がともに考え、協働していくことを目的に「旭区タウンミーティング」を実施します。開催希望地区を募るとともに、要望の収受についてお知らせします。</p> <p>◆提出期限 原則開催希望日の2か月前まで</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6028）</p>	単位会長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

資料番号	議題	配布先
4-1	<p>広報紙「保護司会だより旭第44号」の配布について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：ご承知おきください。</p> <p>◆旭保護司会広報紙「保護司会だより旭第44号」を発行しましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	単位会長

資料 番号	議題	配布先
4-2	<p>「あさひ安全・安心かわら版」について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。また、連合自治会町内会会長の皆様も御登録をお願いします。</p> <p>単位会長：自治会町内会長の皆様も御登録をお願いします。</p> <p>◆「あさひ安全安心かわら版（※）」について、登録をお願いします。</p> <p>※携帯電話またはパソコンの「メールアドレス」を登録するだけで、旭区内の安全・安心に関する各種情報をメールで受信できるシステム</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-3	<p>令和7年度「全国瞬時警報システム（Jアラート）」一斉情報伝達試験の実施について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和7年度の全国瞬時警報システム（Jアラート）一斉情報伝達試験の実施について、年間の予定をお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-4	<p>「緊急時情報伝達システム」の登録について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：連合自治会町内会会長の皆様に御登録をお願いしています。</p> <p>単位会長：自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしています。</p> <p>◆「緊急時情報伝達システム（※）」について、登録をお願いします。</p> <p>※避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステム</p> <p>◆報告期限 「登録用紙」にて、5月30日（金）までに報告をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-5	<p>「あさひ青指だより第95号」の自治会町内会掲示板への掲出について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おさください。</p> <p>単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆青少年指導員連絡協議会が「あさひ青指だより第95号」及び掲示用チラシを発行しました。青少年指導員の活動について区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会掲示板でチラシの掲出を依頼します。</p> <p>◆掲出期間 掲示板の状況に合わせて各地区ご対応ください。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6099）</p>	掲示
4-6	<p>広報紙「更女だよりあさひ」第12号の発行について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おさください。</p> <p>◆旭区更生保護女性会広報紙「更女だよりあさひ」第12号を発行しましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長

資料番号	議題	配布先
4-7	<p>各種表彰の受賞者について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表を作成しましたのでご承知おきください。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6005）</p>	<p>連長</p>

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 鶴ヶ峰地区だより（第33号） | ※鶴ヶ峰地区町内会連合会 広報紙 |
| (2) 鶴ヶ峰地区社協だより（第2号） | ※鶴ヶ峰地区社会福祉協議会 広報紙 |
| (3) ふくほしらね（第35号） | ※白根地区町内会自治会連合会 広報紙 |
| (4) 今宿地区だより（第40号） | ※今宿地区町内会自治会連合会 広報紙 |
| (5) みんなの若葉台（No. 476） | ※若葉台連合自治会 広報紙 |
| (6) ささのだいニュース（Vol. 52） | ※笹野台地区連合自治会 広報紙 |

旭区連会ホームページを開設しました！

自治会町内会の活動紹介や、地域活動を行う上で役に立つ旭区関連の情報など掲載しています。ぜひご覧ください。



【URL】

https://rarea.events/features/asahikurenkai_yokohama

※右の二次元バーコードからもご覧いただけます



【定例会結果報告はこちら】



旭区連会ホームページに掲載しております！
「定例会資料」のページをご確認ください。

【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 5月定例会
日 時：令和7年5月19日（月） 午前10時00分から
場 所：公会堂講堂（旭区役所4階）

旭警察署生活安全ニュース 令和7年4月号
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況 令和7年3月末

	令和7年	令和6年	増減
特殊詐欺	18	14	+4
空き巣	5	2	+3
自動車盗	9	2	+7
オートバイ盗	12	15	-3
自転車盗	27	24	+3
不同意わいせつ	3	2	+1
強盗	1	0	+1
ひったくり	0	1	-1
器物損壊、忍込み等	168	110	+58
総件数	243	170	+73

⓪ 特殊詐欺の発生状況 令和7年3月末

神奈川県内

	令和7年	令和6年	増減
件数	498	352	+146

旭区内

	令和7年	令和6年	増減
件数	18	14	+4

令和7年 被害金額 約21億200万円

令和7年 被害金額 約4100万円

非行少年の状況 令和7年3月末
犯罪少年検挙人数

	令和7年	令和6年	増減
件数	14	17	-3

不良行為少年補導人数

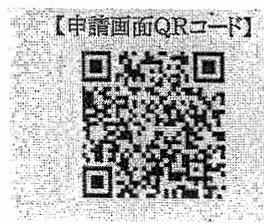
	令和7年	令和6年	増減
件数	431	378	+53

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

- 右記のQRコードから登録画面に移行できます。
- 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
- 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。



みんなで作ろう! 安全・安心の街 旭!

3 月 中 前 兆 電 話 入 電 地 区 一 覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰 1 丁目	鶴ヶ峰 2 丁目	鶴ヶ峰本町 1 丁目	鶴ヶ峰本町 2 丁目	鶴ヶ峰本町 3 丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川 1 丁目	二俣川 2 丁目	本宿町	本村町	中尾 1 丁目
当月									
累計	1件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	0件
場所	中尾 2 丁目	中沢 1 丁目	中沢 2 丁目	中沢 3 丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根 1 丁目
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件
場所	白根 2 丁目	白根 3 丁目	白根 4 丁目	白根 5 丁目	白根 6 丁目	白根 7 丁目	白根 8 丁目	中白根 1 丁目	中白根 2 丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
場所	中白根 3 丁目	中白根 4 丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根 1 丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	1件
場所	上白根 2 丁目	上白根 3 丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿 1 丁目	今宿 2 丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	3件	2件	1件	0件	1件	1件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台 1 丁目	若葉台 2 丁目	若葉台 3 丁目	若葉台 4 丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件
場所	金が谷 1 丁目	金が谷 2 丁目	笹野台 1 丁目	笹野台 2 丁目	笹野台 3 丁目	笹野台 4 丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

特殊詐欺発生件数(3月)

発生件数 件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
2月1日	二俣川2丁目	金融機関騙り	約41万	相手が名乗った身分を偽じた					
1月20日	今宿東町	警察官騙り	73万	相手の服装、話し方、振る舞いを偽じた					
1月21日	南希望が丘	区役所騙り	キャッシュカード6枚、通帳3通	相手がお金を払った身分を偽じた					
2月25日	上白根町	区役所騙り	キャッシュカード1枚	相手がお金を払った身分を偽じた					

場所	当月	累計
川島町	0件	0件
四季美台	0件	0件
鶴ヶ峰1丁目	1件	1件
鶴ヶ峰2丁目	0件	0件
鶴ヶ峰本町1丁目	0件	0件
鶴ヶ峰本町2丁目	0件	0件
鶴ヶ峰本町3丁目	0件	0件
西川島町	0件	0件
中希望が丘	1件	1件

場所	当月	累計
東希望が丘	1件	1件
善部町	0件	0件
南希望が丘	1件	1件
さちが丘	0件	0件
二俣川1丁目	0件	0件
二俣川2丁目	1件	1件
本宿町	1件	1件
本村町	1件	1件
中尾1丁目	0件	0件

場所	当月	累計
中尾2丁目	0件	0件
中沢1丁目	0件	0件
中沢2丁目	1件	1件
中沢3丁目	0件	0件
市沢町	0件	0件
小高町	0件	0件
三反田町	0件	0件
白根町	0件	0件
白根1丁目	0件	0件

場所	当月	累計
白根2丁目	0件	0件
白根3丁目	0件	0件
白根4丁目	0件	0件
白根5丁目	0件	0件
白根6丁目	0件	0件
白根7丁目	0件	0件
白根8丁目	0件	0件
中白根1丁目	0件	0件
中白根2丁目	0件	0件

場所	当月	累計
中白根3丁目	0件	0件
中白根4丁目	0件	0件
上川井町	1件	1件
川井宿町	0件	0件
川井本町	1件	1件
桐が作	0件	0件
左近山	0件	0件
上白根町	1件	1件
上白根1丁目	0件	0件

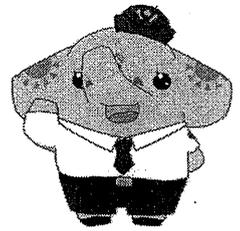
場所	当月	累計
上白根2丁目	0件	0件
上白根3丁目	0件	0件
今川町	1件	1件
今宿西町	0件	0件
今宿東町	1件	1件
今宿南町	0件	0件
今宿1丁目	0件	0件
今宿2丁目	1件	1件

場所	当月	累計
大池町	0件	0件
柏町	0件	0件
万騎が原	0件	0件
南本宿町	2件	2件
若葉台1丁目	0件	0件
若葉台2丁目	0件	0件
若葉台3丁目	0件	0件
若葉台4丁目	0件	0件
金が谷	0件	0件

場所	当月	累計
金が谷1丁目	0件	0件
金が谷2丁目	0件	0件
笹野台1丁目	2件	2件
笹野台2丁目	0件	0件
笹野台3丁目	0件	0件
笹野台4丁目	0件	0件
矢指町	1件	1件
下川井町	0件	0件
都岡町	0件	0件



警察官になりすまし 急増!

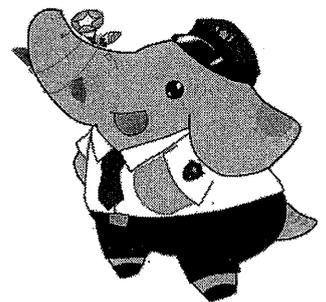


**あなたの口座が
犯罪に使われている**

**保証金を振り込めば
逮捕されない**

**サギ
です!!**

**実在する警察署の
電話番号が
表示**



最近では、警察署の、本物の電話番号を画面に表示させて、電話をかけてくる手口が急増!!

警察から

「あなたが捜査対象になっている」
などと、電話で伝えることはありません。

警察官、金融庁や税務署等の官公庁、金融機関職員などを装った犯人から、

- 預金口座がマネーロンダリング等の犯罪に使われている
- 逮捕状が出ている
- 無実を証明するために保証金を振り込んで
- 今持っているキャッシュカードを新しいカードに交換する

などと言われ、現金やキャッシュカードをだまし取られる被害が増えています。
このような電話やメッセージを受けた場合は、

警察署（交番等）に相談してください

神奈川県旭警察署 045-361-0110

自動車盗が増えています

手口「CANインバーダー」

※CANインバーダーとは、車内のコンピューターシステムに専用機械をつなぎ自動車を制御しているコンピューターに侵入してカギの解除やエンジンの始動を行う盗難方法です。

Check Point

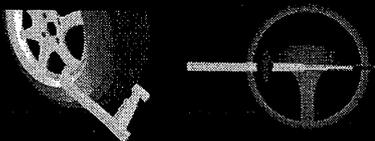
不審者に注意!

身边に近づく不審者がいたら、警察にご連絡を。



物理的に対策を!

各盗難防止装置を使い物理的な対策を講じることで防犯効果が上がります!特に、盗難時にナンバープレートを変える可能性が高いのでナンバーロックボルトを装着することで、防犯対策効果があります。



旭警察署 生活安全課

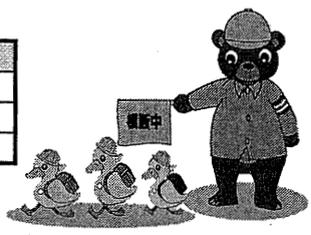
◎3月末の事故状況前年対比

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2025年	144	1	8	154	162
2024年	135	3	5	148	153
前年比	+9	-2	+3	+6	+9

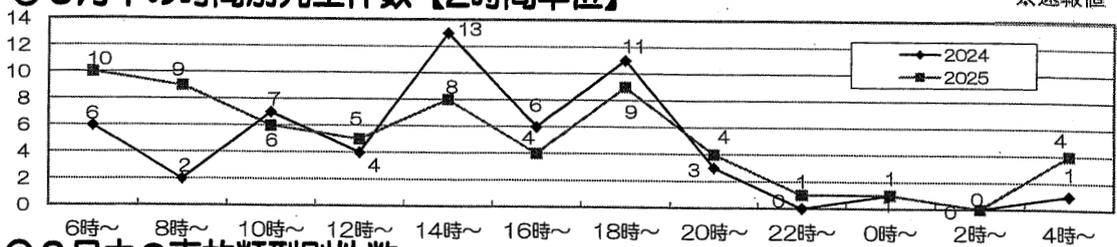
2025年月別
事故発生件数

1月	2月	3月
39	44	61

※速報値



◎3月中の時間別発生件数【2時間単位】



※速報値

◎3月中の事故類型別件数

事故類型	2024			2025			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	8	0	8	2	0	2
	その他	6	1	7	7	0	7
車両相互	すれ違い時	0	0	0	0	0	0
	出会い頭	4	1	4	5	0	5
	右折時 その他	4	0	4	4	0	4
	右折時 右折直進	4	1	5	11	0	13
	左折時	4	0	4	6	0	7
	正面衝突	5	0	8	2	0	2
	車両相互その他	9	0	13	8	0	8
	追突	7	0	9	13	0	18
	追越追抜き時	0	0	0	0	0	0
	車両単独	3	0	0	3	0	4
列車	0	0	4	0	0	0	
合計	54	3	66	61	0	70	

※速報値

自転車安全利用五則を守りましょう

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯 ○ 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

「自転車も乗れば車の仲間入り」

自転車の保険に加入しましょう

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

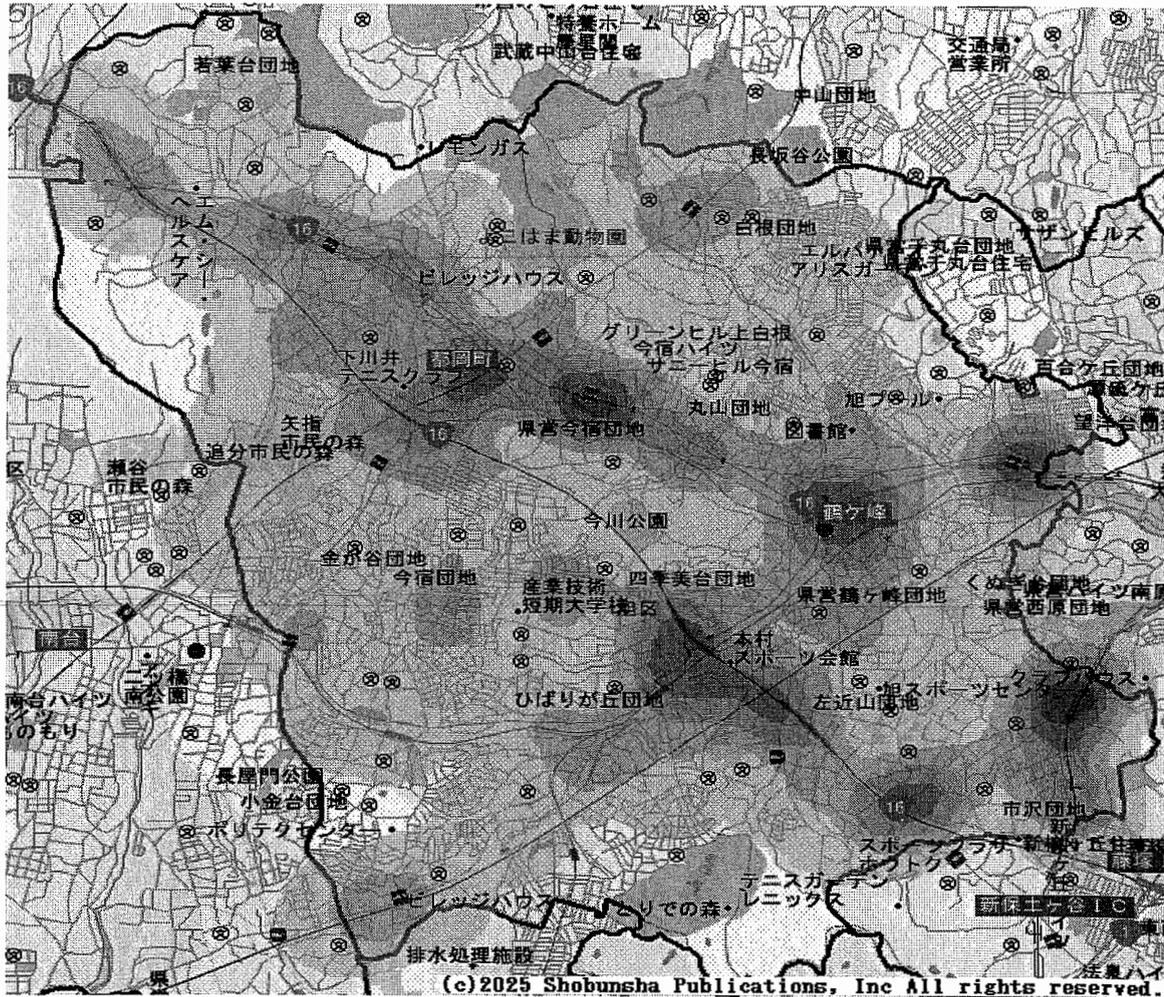
神奈川県内で自転車を利用する方

自転車損害賠償責任保険等に加入が義務



◎旭警察署管内 町内会別

令和7年3月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	24	+2	9	4	2	11
白根	3	-6	2	0	0	1
旭北	6	+1	3	0	0	3
上白根	4	-3	3	0	0	1
今宿	16	+6	8	2	1	4
川井	30	+14	14	5	1	5
若葉台	1	-1	1	0	0	0
笹野台	1	-4	0	1	0	0
希望が丘	0	-5	0	0	0	0
希望が丘東	6	0	3	1	0	2
希望が丘南	5	-1	3	0	1	1
さちが丘	4	-3	1	0	0	1
万騎が原	1	-1	0	0	1	0
二俣川	10	-3	4	3	1	3
二俣川ニュータウン	3	+2	2	0	0	0
旭中央	2	-1	1	1	0	1
旭南部	9	+2	4	3	0	4
左近山	1	0	1	0	0	0
市沢	18	+10	6	3	1	8
総計	144	9	65	23	8	45

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（3月中：7件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
3月1日	桐が作	雑木林	切り株1株若干焼損	放火の疑い
3月1日	今宿南町	共同住宅	居室の床及び雑物並びにベランダの物置及び雑物若干焼損	調査中
3月7日	今宿東町	共同住宅敷地内	枯草若干焼損	調査中
3月10日	大池町	都市公園	草刈り機1基及び枯草若干焼損	調査中
3月14日	鶴ヶ峰一丁目	空地	枯草及び防草シート4㎡焼損	調査中
3月18日	今宿西町	専用住宅敷地内	屋外用ソーラーライト焼損	調査中
3月23日	上川井町	その他	堆肥(木くず)50㎡及び塩ビ版ひさし各焼損	調査中

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和7年	令和6年	増△減	令和7年	令和6年	増△減
火災状況	火災件数(件)	15	8	7	242	170	72
	焼損床面積(㎡)	34	133	△99	1,932	1,665	267
	死者(人)		1	△1	10	11	△1
	負傷者(人)	2	2	0	36	28	8
救急状況	救急件数(件)	4,018	4,283	△265	63,044	6,284	56,760
	1日当たりの出場件数(件)	45.1	47.6	△2.5	708.4	698.7	9.7

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。



旭消防署からのお知らせ



消防訓練の

消防職員派遣依頼



自治会町内会の消防訓練の依頼ができます。
依頼受付後、担当の消防職員から、ご連絡します。



パソコン
スマートフォンから
申請できます

詳しくはWEBで！

旭消防署 お知らせ

検索



令和7年町丁別火災発生状況

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町					
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目					
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目	1	1			
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目	2	1			1
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町						
四季美台						
今川町						
今宿東町	2	1			1	
今宿西町	1				1	
今宿南町	1	1				
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町	1	1			
	下川井町					
	都岡町	1				1
	上白根町	1				1
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1				1
	左近山					
2件	万騎が原					
	大池町	1				1
	柏町					
若葉台	上川井町	1	1			
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
2件	若葉台四丁目	1	1			
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目	1	1			
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
中尾二丁目						
矢指町						

合計	15 件	建物	車両	林野	その他
		8	0	0	7

※1 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	3月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1
白根地区町内会自治会連合会		1
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会	3	4
川井地区町内会自治会連合会	1	3
若葉谷連合自治会		1
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	3月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会	1	1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	2	3
合計	7	15

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX: 951-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（火）までに消防署に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単位自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは消防署でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> ^{※1} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合 ※旭区内には重点対策地域はございません。	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、下記消防署担当者へご連絡ください。

【お問い合わせ先】
旭消防署総務・予防課予防係
担当 藤井・辻
電話/FAX 045-951-0119

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ()

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別 初期消火箱、 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容 新規設置、 更新設置、 一部更新設置

3 整備費用総額 _____ 円

4 設置場所
_____ 区

5 設置場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近____mに消火栓あり）
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

6 申請理由

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具設置位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

敬老パスの新たな取組について【事業説明】**1 事業の趣旨**

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します
免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

・電話番号：0120-206-160

・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp



令和7年10月～

75歳以上で
令和7年4月1日以降に
運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160
(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年(1950年)10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年(1950年)10月2日から昭和26年(1951年)10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで)があります。

(例)免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物: 申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

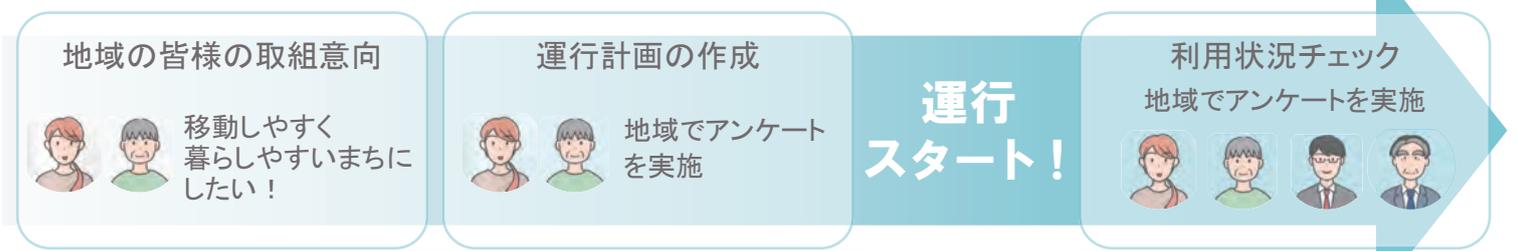
令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課



横浜市 みんなのおでかけ交通事業

●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。



1

おでかけシヤトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な場所で乗り降り
できて便利

身近な商店やクリニックの利用が増えた

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人がいるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！

もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域住民	交通※事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析
2. 運行計画をつくる	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●
3. 運行事業者を決める	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●
4. 運行に向けた準備	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●
5. 運行スタート！ 〔実証運行 最大3年間〕 〔本格運行〕	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

約1年

約1.5～2年

運行開始

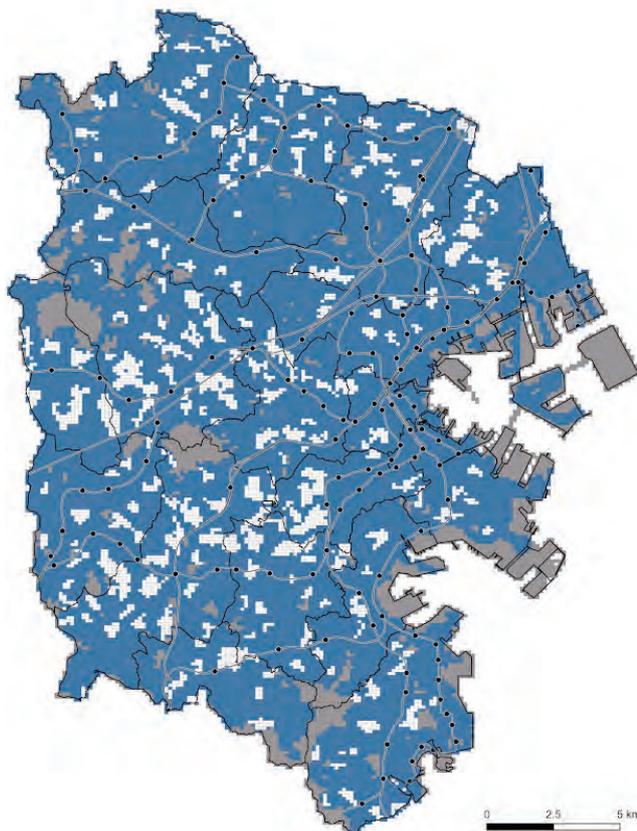
※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件 (路線定期運行、デマンド型運行の場合)

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点 (12 か月経過後)	収支率 25% 以上
	2年目終了時点 (24 か月経過後)	収支率 35% 以上
	3年目終了時点 (36 か月経過後)	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 (48 か月経過後)	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

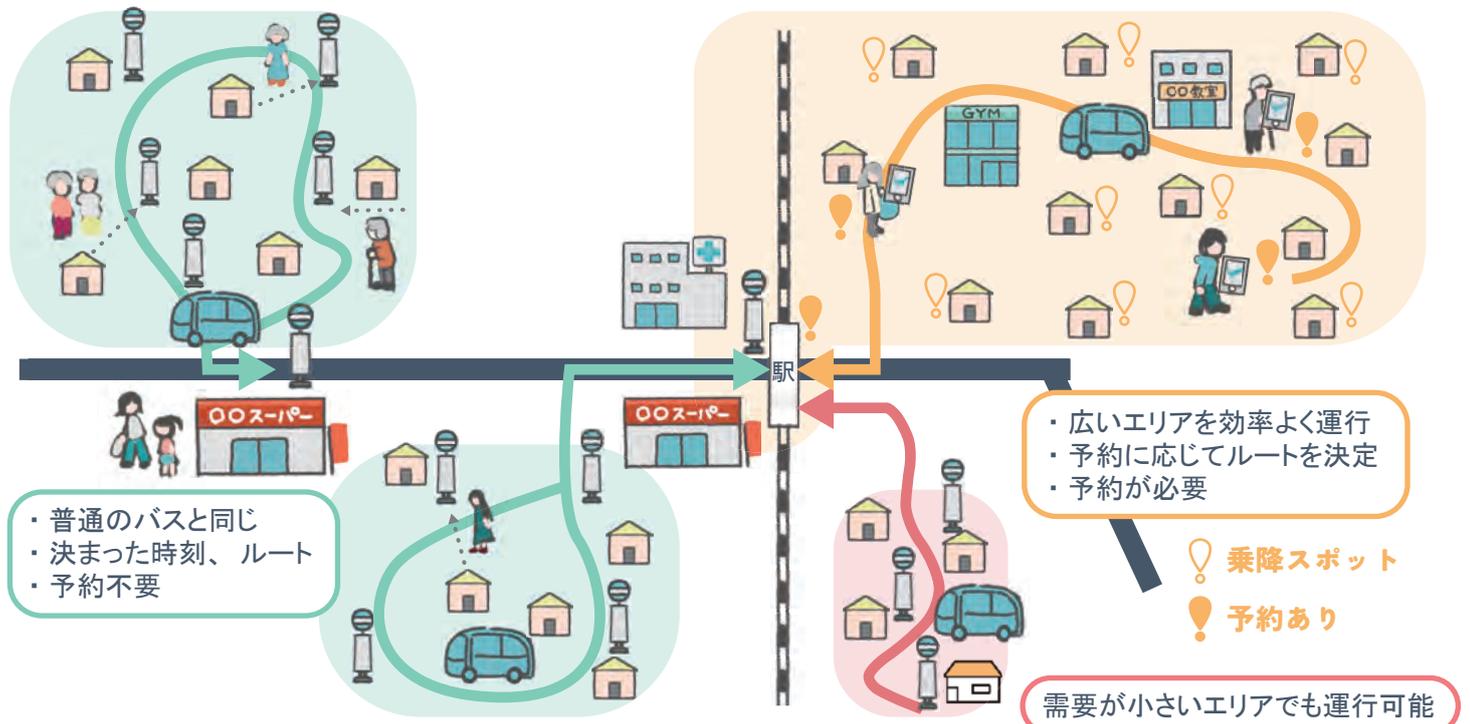
実証運行 ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行 ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
・ その他 (車両費、バス停設置費、
利用促進費 等)

② デマンド型運行

実証運行 ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
・ システム費補助
(上限 520 万円 / 年)

本格運行 ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)
・ その他 (車両費、バス停設置費、
利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行 及び **本格運行** 車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシフトIL** の導入に向け取り組むことが必要です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシフトIL** を定着させるためには、多くの方々の利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

今ある公共交通を活かす

おでかけシフトIL は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年10月より **おでかけシフトIL** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシフトIL** となるよう検討しましょう。

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】**1 趣旨**

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げますとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について**(1) 戦略の位置付け・期間**

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電 話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化(自助・共助の推進)	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも生きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも生きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館(地域防災拠点)の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れての避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化)

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63.6%	85%	100%
②	34.2%	70%	100%

マンション防災の推進

マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅[※]」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	94%(R5末)	96%	98%
②	-	150件 (R7～R11)	120件 (R12～R15)
③	8件 (R5)	150件 (R7～R11)	120件 (R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%*	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	-

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所	459/459拠点 (完了)	-
② 1台	2台	-	

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	- (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7)協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設	600施設	620施設
② 検討	全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	更新	

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点	459/459拠点	459/459拠点
② -	動物愛護センターほか順次整備	各区1か所以上	
③ 1か所整備中	4か所	4か所以上	

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能	
①～⑤機能の実施エリアは右図	①現地司令施設機能 (2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定

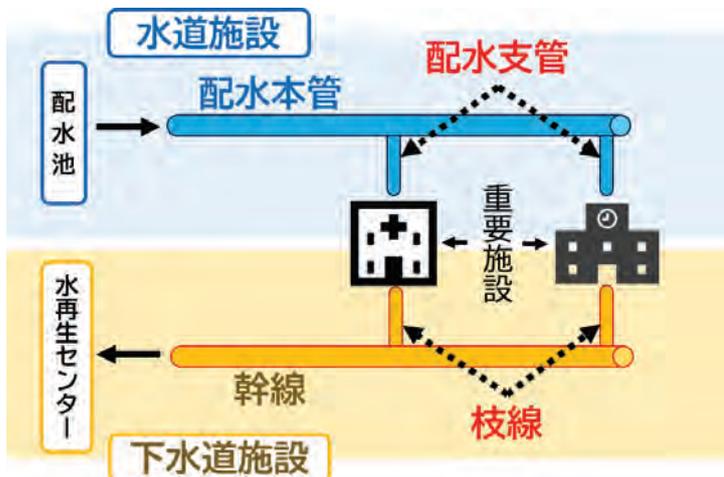


柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化) 《取組抜粋》

重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	-

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和7年5月26日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が發送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和7年5月26日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1通に4名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

<p>料後納郵便</p> <p>市区町村管理番号</p> <p>100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p> <p>【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p> <p>この通知に関してご不明点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p> <p>(法務省HP) (〇〇市HP)</p> <p>二次元バーコード</p> <p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p> <p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p> <p>〇〇県〇〇市長 印</p> <p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p> <p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p> <p>【氏の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>氏</td><td>法務</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr> <tr><td>氏の振り仮名の届出が可能な方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr> </table>	氏	法務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ	<p>【名の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>名</td><td>太郎</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr> <tr><td>②</td><td>名</td><td>京子</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr> <tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr> <tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr> </table> <p>名の振り仮名の届出が可能な方 ①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</p> <p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p> <p>右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)</p> <p>音声コード</p>	①	名	太郎		振り仮名	タロウ	②	名	京子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ
氏	法務																															
振り仮名	ホウム																															
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ																															
①	名	太郎																														
	振り仮名	タロウ																														
②	名	京子																														
	振り仮名	キョウコ																														
③	名	正																														
	振り仮名	タダシ																														
④	名	ゆり																														
	振り仮名	ユリ																														

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】 令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名のWEBページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課
担当 中澤、指宿
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。



戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



区連会 資料 2-6

旭選管第2号
令和7年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

令和7年執行 参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における 投票管理者等の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年は、7月に参議院議員通常選挙、8月3日には横浜市長選挙が執行される予定です。

つきましては、それぞれの選挙につきまして、当日投票所の投票管理者・立会人と、期日前投票所の立会人を御推薦いただきますようお願いいたします。

本来であれば、別々に依頼をさせていただくところですが、選挙期日が近接しているため、同時での依頼となりましたことをお詫び申し上げます。

お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

1 選挙日程

【参議院議員通常選挙 想定日程】

公示日	令和7年7月3日（木）		
期日前 投票	区役所	7月4日（金）～7月19日（土）	午前8時30分～午後8時
	サンハート	7月12日（土）～7月19日（土）	午前9時30分～午後8時
投票日	7月20日（日）午前7時～午後8時		

※ 通常国会の会期延長がない場合の想定日です。会期が延長された場合は、延長幅に応じて日程が変更となります。

【横浜市長選挙】

告示日	令和7年7月20日（日）		
期日前 投票	区役所	7月21日（月）～8月2日（土）	午前8時30分～午後8時
	サンハート		午前9時30分～午後8時
投票日	8月3日（日）午前7時～午後8時		

裏面あり

2 連長への依頼事項

(1) 旭区役所への書類提出

資料 1-1 「当日投票所 投票管理者・立会人推薦書」(連合内の投票所数分)

資料 2-1 「期日前投票所 投票立会人推薦書」

参議院議員通常選挙は白色の用紙、横浜市長選挙はブルーの用紙

締切：令和7年5月21日(水)

提出方法及び提出先：同封の返信用封筒にて旭区選挙管理委員会へ郵送

(※) データで御提出いただける場合は、様式をメール送付するため、【連合名、送信者氏名、必要な資料の番号(1-1・2-1)】を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

(2) 投票管理者に書類配布

資料 3 「投票管理者用書類一式」(1投票所で1封筒ずつ)

※6/6(金)推薦期限の事務従事者推薦依頼が入っているため、投票管理者に至急お渡しいただき、すぐに従事者推薦に向けて御対応いただきたい旨をお伝えください。

(3) 投票立会人に書類配布

資料 4 「投票立会人用書類一式」(1名で1封筒ずつ)

(4) 期日前投票立会人に書類配布

資料 5 「期日前投票立会人あて書類一式」(1名で1封筒ずつ)

3 前回選挙からの変更点

(1) 投票所従事者基準の見直し

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数5,000人未満の投票所について現行から1名減としています。

区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬の改定

現在、選挙執行経費基準法の改正により、各報酬の単価が改定される予定です。

これにより、本市の投票管理者・投票立会人報酬についても、概ね1,500円程度増額する見込みです。

(3) 投票管理者・事務主任打合せ会

参議院議員通常選挙前の6月27日(金)に実施する予定ですが、横浜市長選挙における打合せ会は行いませんので、別途資料送付をさせていただきます。

当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- 選挙管理委員会によるお弁当の一括注文は行っておりません。
- 食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。
- 調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
(旭区役所総務課統計選挙係兼任)

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

送付書類一覧

- ・参議院議員通常選挙用と横浜市長選挙用に資料を分け、参議院議員通常選挙関係資料を白色で、横浜市長選挙関係資料をブルーで印刷しています。
- ・資料番号は両選挙とも共通です。
- ・「参考1-3」と「参考1-4」は両選挙共通資料のため、参議院議員通常選挙関係資料の場所のみに掲載しています

連長用資料

資料1-1★ 当日投票所 投票管理者・立会人推薦書

- 参考1-2 当日投票管理者・立会人推薦要領
- 参考1-3 連合別 投票所一覧表【共通資料】
- 参考1-4 投票区域一覧表【共通資料】

返信用封筒（連長・南万騎が原自治会長使用分）

資料2-1★ 期日前投票 投票立会人推薦書

- 参考2-2 期日前投票立会人推薦要領
- 参考2-3 連合別担当期日前投票所一覧表

投票管理者用資料

資料3-1 投票事務従事者の推薦等について（投票管理者あて依頼）

- 参考3-2 投票事務従事者推薦要領
- 参考3-3 投票管理者の手びき ※後日、選任通知と併せてお送りします。

資料3-4★ 投票事務従事者名簿

返信用封筒（投票管理者使用分）

投票立会人（当日）用資料

資料4-1 当日投票所の立会いについて（投票立会人あて連絡）

- 参考4-2 投票立会人の心構え

期日前投票立会人用資料

資料5-1 期日前投票の立会いについて（区役所期日前投票立会人あて連絡）

資料5-2 期日前投票の立会いについて（臨時期日前投票立会人あて連絡）

- 参考5-3 期日前投票所投票立会人の心構え

※期日前投票立会人には「参考2-3」も配布します。

参議院議員通常選挙 関係資料

旭区選挙管理委員会

16 旭中央地区連合町内会

令和7年7月執行予定

参議院議員通常選挙 投票管理者・立会人推薦書

第1投票所 旭区役所

		前半（※）	後半（※） (2人に分かれる場合のみご記入ください。)
投票 管理 者	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人1	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人2	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
投票管理者と投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

【参院・市長共通】

当日投票管理者・立会人推薦要領

1 当日投票所の投票管理者・投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	従事等日時	資格要件	報酬 (予定)
投票 管理者	1名	投票所における 管理執行	・投票日前日 2時間程度 ・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	26,000円 (13,000円 ×2日分) (※3)
投票 立会人	2名	投票の立ち会い	・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	12,000円 (※3)

※1 開始前の準備及び終了後の投票箱開票所送致等のため30分から1時間程度の時間を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担うことが原則となります。長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制をとることを想定しておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00
報酬 (各人)	管理者・立会人各々半額となります。	

3 当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、投票管理者と投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。後日、電話等でご連絡差し上げますので、しばらくお待ちいただくようお願いください。

地区連合別 担当投票所一覧表

	地区連合会名	投票所名
1	鶴ヶ峰地区町内会連合会	第2（旭区市民活動支援センターみなくる）、3（鶴ヶ峰小学校）、38（鶴ヶ峰中学校）、41（新井中学校）
2	白根地区町内会自治会連合会	第39（白根地区センター）、40（不動丸小学校）
3	旭北地区連合自治会	第35（上白根小学校）、37（白根小学校）、15（グリーンヒル上白根集会所）
4	上白根連合自治会	第33（西ひかりが丘団地集会所）、34（ひかりが丘地域ケアプラザ）
5	今宿地区町内会自治会連合会	第26（今宿南小学校コミュニティハウス）、36（今宿小学校）
6	川井地区町内会自治会連合会	第4（川井地域ケアプラザ）、27（都岡地区センター）、28（上川井小学校）、32（都岡中学校）
7	若葉台連合自治会	第29（若葉台特別支援学校）、30（若葉台小学校）、31（星槎高等学校）
8	笹野台地区連合自治会	第24（笹野台小学校）、25（笹野台会館2号館）
9	希望が丘連合自治会	第16（中希望が丘富士見会館）、17（希望ヶ丘地区センター）
10	希望が丘東地区連合自治会	第18（東希小コミュニティハウス）、19（東希望が丘親睦会館）、20（二俣川高等学校（旧二俣川看護福祉高等学校））
11	希望が丘南地区連合自治会	第14（南希望が丘地域プラザ）
12	さちが丘地区連合自治会	第13（さちが丘小学校）
13	万騎が原連合自治会	第11（万騎が原小学校）
14	二俣川地区連合自治会	第10（二俣川小学校）、21（清水ヶ丘自治会館）
15	二俣川ニュータウン連合町内会	第22（中沢小学校）、23（旭中学校）
16	旭中央地区連合町内会	第1（旭区役所）
17	旭南部地区連合自治会	第8（本宿小学校）、9（万騎が原中学校）
18	左近山連合自治会	第6（左近山第五集会所）、7（左近山小学校）、42（左近山第三集会所）
19	市沢地区連合町内会	第5（市沢地区センター）
20	南まきが原自治会	第12（サポートセンター連）

※ 投票所は現時点での予定です

旭区 投票所及び投票区域一覧表 (予定)

連長用 参考1-4

投票区	投票所	投票区域
1	旭区役所	四季美台1番地から83番地まで、鶴ヶ峰一丁目1番地から8番地まで、鶴ヶ峰二丁目1番地から5番地まで、今川町、本村町38番地から40番地まで、54番地から62番地まで
2	旭区市民活動支援センターみなくる	鶴ヶ峰一丁目9番地から12番地まで、鶴ヶ峰二丁目6番地以降、白根一丁目1番から12番まで、20番以降
3	鶴ヶ峯小学校	西川島町、鶴ヶ峰一丁目13番地から56番地まで、58番地、70番地から78番地まで、川島町1574番地から1927番地まで、2006番地から2044番地まで、2069番地から2845番地まで
4	川井地域ケアプラザ	上川井町1番地から60番地まで、102番地から202番地まで、1224番地、1225番地、1239番地から1307番地まで、2997番地から3199番地まで、川井本町5番地、32番地、36番地から70番地まで、83番地以降、下川井町1518番地から1546番地まで、2198番地、2199番地、2213番地から2233番地まで、2311番地以降
5	市沢地区センター	市沢町1番地から552番地まで、613番地から915番地まで、980番地から990番地まで、992番地から994番地まで、996番地から1181番地まで、1186番地から1208番地まで、1210番地以降、三反田町161番地から218番地まで
6	左近山第5集会所	左近山団地7街区から9街区まで(左近山448番地の3から4まで、1010番地の1、1186番地の5から6まで)、市沢町553番地から612番地まで、916番地から979番地まで、991番地、995番地、1182番地から1185番地まで、1209番地
7	左近山小学校	左近山団地1街区から2街区まで(左近山1番地の1から2まで、16番地の1、16番地の4から5まで、16番地の7から8まで、1997番地の7)、小高町、三反田町1番地から160番地まで、219番地以降、川島町1949番地、1957番地、1990番地から2005番地まで、2045番地、桐が作
8	本宿小学校	本宿町1番地から107番地まで、鶴ヶ峰一丁目57番地、59番地から69番地まで、79番地以降、本村町1番地から15番地まで、30番地から37番地まで、川島町1928番地から1989番地まで(ただし、1949番地、1957番地を除く)、2046番地から2068番地まで
9	万騎が原中学校	南本宿町、万騎が原1番地から9番地まで、22番地から49番地まで、二俣川2丁目29番地の1、31番地から40番地まで、78番地、81番地から87番地まで、本宿町108番地以降、さちが丘146番地
10	二俣川小学校	二俣川1丁目1番地から60番地まで、二俣川2丁目1番地から30番地まで(ただし、29番地の1を除く)、41番地から77番地まで、79番地、80番地、88番地以降、さちが丘1番地から19番地まで、44番地から51番地まで、133番地から145番地まで、本村町16番地から29番地まで
11	万騎が原小学校	万騎が原10番地から21番地まで、50番地以降、大池町、柏町1番地から25番地まで
12	サポートセンター連	柏町26番地以降、善部町111番地から116番地まで
13	さちが丘小学校	さちが丘52番地から132番地まで、147番地以降、中希望が丘11番地から19番地まで、40番地から44番地まで、善部町97番地から110番地まで
14	南希望が丘地域ケアプラザ	善部町1番地から96番地まで、117番地以降、南希望が丘
15	グリーンヒル上白根集会所	今宿東町518番地、上白根一丁目(ただし、14番から17番までを除く)、上白根町112番地から269番地まで、271番地、274番地から292番地まで、296番地から299番地まで、315番地から329番地まで、983番地から1138番地まで
16	中希望が丘富士見会館	中希望が丘1番地から10番地まで、20番地から39番地まで、45番地から85番地まで
17	希望が丘地区センター	中希望が丘86番地以降
18	東希小コミュニティハウス	東希望が丘65番地以降、今宿町2668番地、2671番地から2723番地まで
19	東希望が丘親睦会館	東希望が丘1番地から64番地まで
20	二俣川高等学校(旧二俣川看護福祉高等学校)	中尾一丁目、中尾二丁目、二俣川1丁目62番地以降、今宿町2647番地、2649番地、2651番地から2667番地まで、2669番地、2670番地、さちが丘20番地から43番地まで
21	清水ヶ丘自治会館	本村町41番地から53番地まで、63番地以降、中沢一丁目1番から23番まで、25番から49番まで、四季美台84番地以降
22	中沢小学校	中沢一丁目24番、50番以降、中沢二丁目、中沢三丁目、今宿南町2230番地から2289番地まで、今宿一丁目1番から35番まで

投票区	投票所	投票区域
23	旭中学校	今宿町2432番地、2475番地、2490番地、2538番地から2540番地まで、2551番地から2562番地まで、2566番地から2579番地まで、2581番地、2582番地、2617番地、今宿一丁目36番以降、今宿二丁目、金が谷417番地から521番地まで、523番地から536番地まで、538番地、543番地から588番地まで、600番地から643番地まで、金が谷二丁目14番1号から14番8号まで、19番から26番まで、29番以降
24	笹野台小学校	金が谷213番地、218番地、644番地から658番地まで、662番地から767番地まで、金が谷一丁目、金が谷二丁目1番から18番まで（ただし、14番1号から14番8号までを除く）、27番、28番、笹野台一丁目1番から7番まで、18番から44番まで、笹野台四丁目1番から57番まで、65番から67番まで
25	笹野台会館2号館	笹野台一丁目8番から17番まで、45番から58番まで、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目58番から64番まで、矢指町1194番地、1197番地
26	今宿南小学校コミュニティハウス	今宿南町1番地から153番地まで、1667番地から2229番地まで、2290番地から2525番地まで
27	都岡地区センター	今宿西町、下川井町1番地から1517番地まで、1547番地から2197番地まで、2200番地から2212番地まで、2234番地から2310番地まで、矢指町（ただし、1194番地、1197番地を除く）、都岡町
28	上川井小学校	上川井町61番地から101番地まで、203番地から1223番地まで、1226番地から1238番地まで、1308番地から2996番地まで、3240番地以降
29	若葉台特別支援学校	若葉台一丁目、若葉台二丁目1番から6番まで、20番以降
30	若葉台小学校	若葉台二丁目7番から19番まで、若葉台三丁目2番から8番まで、若葉台四丁目14番から24番まで
31	星槎高等学校	若葉台三丁目1番、9番以降、若葉台四丁目1番から13番まで、25番以降
32	都岡中学校	川井宿町、上川井町3200番地から3239番地まで、川井本町1番地から4番地まで、6番地から31番地まで、33番地から35番地まで、71番地から82番地まで
33	西ひかりが丘団地集会所	上白根町795番地（ただし、市営ひかりが丘住宅15街区に限る）、891番地（西ひかりが丘団地）、1306番地、1350番地、1354番地から1433番地まで
34	ひかりが丘地域ケアプラザ	上白根町717番地から890番地まで（ただし、市営ひかりが丘住宅15街区を除く）、892番地から982番地まで、1139番地から1305番地まで、1307番地から1349番地まで、1351番地から1353番地まで、1434番地以降
35	上白根小学校	上白根二丁目、上白根三丁目、白根町、中白根一丁目29番20号から29番32号まで、30番以降、中白根二丁目17番3号から17番16号まで、27番9号から27番24号まで、28番（ただし、28番10号を除く）、31番1号から31番20号まで、31番32号から31番42号まで、32番6号から32番33号まで、38番5号から38番23号まで、39番7号から39番14号まで、40番10号から40番13号まで、41番2号から48番8号まで、49番以降、中白根三丁目、中白根四丁目
36	今宿小学校	今宿東町506番地から517番地まで、519番地以降
37	白根小学校	上白根一丁目14番から17番まで、白根五丁目1番から30番まで（ただし、30番1号から30番9号を除く）、33番、51番1号から51番8号まで、52番以降、白根六丁目72番、白根七丁目20番29号、20番30号、21番から29番まで（ただし、29番4号を除く）、33番16号以降、白根八丁目、中白根一丁目1番から29番まで（ただし、29番20号から29番32号までを除く）、中白根二丁目1番から27番まで（ただし、17番3号から17番16号まで、27番9号から27番24号までを除く）、28番10号、29番、30番、31番21号から31番31号まで、31番43号以降、32番（ただし、32番6号から32番33号までを除く）、33番から40番まで（ただし、38番5号から38番23号まで、39番7号から39番14号まで、40番10号から40番13号までを除く）、41番1号、48番9号から48番51号まで
38	鶴ヶ峰中学校	鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、鶴ヶ峰本町三丁目、白根五丁目30番1号から30番9号まで、31番、32番、34番から51番まで（ただし、51番1号から51番8号までを除く）
39	白根地区センター	白根一丁目13番から19番まで、白根三丁目1番から19番まで、21番から27番まで、白根四丁目
40	不動丸小学校	白根二丁目、白根三丁目20番、28番以降、白根六丁目（ただし、72番を除く）、白根七丁目1番から20番まで（ただし、20番29号、20番30号を除く）、29番4号、30番から33番15号まで
41	新井中学校	川島町2846番地以降
42	左近山第三集会所	左近山団地3街区から6街区まで（左近山157番地の2、157番地の5、157番地の30、171番地の3、171番地の7、1116番地の7、1186番地の11、1296番地の4）

旭区選挙管理委員会

令和7年7月執行 参議院議員通常選挙
 期日前投票所 投票立会人推薦書

旭区役所

7月9日（水）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
 投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

旭区選挙管理委員会

令和7年7月執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所 投票立会人推薦書

サンハート

7 月 12 日（土）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	フリ氏 フリ名		フリ氏 フリ名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	フリ氏 フリ名		フリ氏 フリ名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。「後半」は何も記入しなくてかまいません。
投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

期日前投票立会人推薦要領

1 期日前投票所の投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	立会い時間	資格要件	報酬 (予定)
旭区役所	2名	投票の立ち会い	午前8時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)
サンハート	2名	投票の立ち会い	午前9時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)

※1 開設前打合せ及び終了後の投票箱施錠・書類作成のため前後15分を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

当日投票所と同様に、期日前投票所の投票立会人につきましても、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制とさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	(区役所) 前半 8:30~14:15 後半 14:15~20:00 (サンハート) 前半 9:30~14:45 後半 14:45~20:00
報酬 (各人)	各々半額となります。

連合別 担当期日前投票所一覧表

投票日 7月20日（日）

	従事場所		旭区役所	サンハート
	日	曜日		
16日前	7月4日	金	(選管推薦)	
15日前	7月5日	土	(選管推薦)	
14日前	7月6日	日	(選管推薦)	
13日前	7月7日	月	(選管推薦)	
12日前	7月8日	火	(選管推薦)	
11日前	7月9日	水	鶴ヶ峰地区町内会連合会	
10日前	7月10日	木	白根地区町内会自治会連合会	
9日前	7月11日	金	旭北地区連合自治会	
8日前	7月12日	土	上白根連合自治会	笹野台地区連合自治会
7日前	7月13日	日	今宿地区町内会自治会連合会	希望が丘連合自治会
6日前	7月14日	月	川井地区町内会自治会連合会	希望が丘東地区連合自治会
5日前	7月15日	火	若葉台連合自治会	希望が丘南地区連合自治会
4日前	7月16日	水	旭南部地区連合自治会	さちが丘地区連合自治会
3日前	7月17日	木	左近山連合自治会	万騎が原連合自治会
2日前	7月18日	金	市沢地区町内会連合会	二俣川ニュータウン連合町内会
1日前	7月19日	土	旭中央地区連合町内会	二俣川地区連合自治会

※投票日は令和7年7月20日（日）を想定しています。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

投票管理者 各位

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

参議院議員通常選挙 投票事務従事者の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は令和7年7月執行 参議院議員通常選挙における投票管理者をお引き受けいただきありがとうございます。

つきましては、次のとおり投票事務従事者の推薦をお願いいたしたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

また、投票管理者の概要を裏面で御案内いたします。

なお、職務の詳細につきましては、6月27日開催予定の投票管理者・事務主任打合せ会にてご説明いたします。追って、選任通知と合わせ御案内を5月下旬に送付いたしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

事務従事者の推薦

『参考3-2』投票事務従事者推薦要領』に、推薦人数、推薦基準等を記載しています。こちらを御確認いただき、『資料3-4』従事者名簿』に御記入ください。

2 提出方法

同封の返信用封筒を用いて、『資料3-4（※）』を旭区選挙管理委員会宛てにご郵送ください。

（※）『資料3-4』をメールで御提出いただける場合は、データをお送りします。投票所名、送信者氏名、必要な資料番号（3-4）を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

3 提出期限

令和7年6月6日（金）

4 前回からの変更点

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数5,000人未満の投票所について現行から1名減としています。区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

投票管理者について

1 職務

投票所における管理執行

2 従事日時

投票日は令和7年7月20日（日）です。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

(1) 投票日前日：2時間程度（前日設営）

※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。

(2) 投・開票日当日：午前6時30分～午後9時頃見込み

※ 投票（午前7時から午後8時）事務従事後、開票所への事務引継ぎを終えて、解散となります。

3 報酬額（前回実績）

26,000円（13,000円×2日分）

※ 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

※ 投票日当日に途中交代をする場合、当日分は半額になります。

4 投票管理者の告示について

公職選挙法施行令第25条の規定「投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない」により、投票管理者の住所（行政区まで）及び氏名は告示されますので御承知おきください。

当日投票所のお食事（昼食・夕食）について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）間で行っていただきます。事務主任・庶務主任からの連絡をお待ちください。
- ・調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

参議院議員通常選挙 投票事務従事者推薦要領

1 推薦人数

原則 6 名（うちパソコン操作者 2 名）

- ※ パソコン操作者の作業内容は、「投票のご案内」に印字されたバーコードを読み取り、確認ボタンをクリックし、「投票のご案内」にチェックをつけるという、簡単な作業です。別途、投票所従事職員より説明いたします。
- ※ 有権者の人数等により推薦人数が異なる場合や、パソコン操作者が 3 人の場合があります。推薦人数は、投票所ごとに用意された推薦名簿でご確認ください。

2 投票事務従事者の推薦について

- (1) 投票日前日及び投票日当日ともに参集できる方。
- (2) 投票事務に従事して知り得た投票の秘密など個人情報等のプライバシーの保護を守れる方。
- (3) 年齢が 16 歳以上の方（高校 1 年生以上）。
 - ※ 従事いただく際の服装については、肌の露出の多いもの、華美なものはお控えいただくよう、あらかじめお伝えいただければ幸いです。
- (4) 投票立会人以外の方。

3 従事日時

※投票日は令和 7 年 7 月 20 日を想定しています。

- (1) 投票日前日
 - 2 時間程度（前日設営）
 - ※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。
- (2) 投票日当日
 - 午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分頃

4 報酬（予定）

- (1) 投票日前日 2,500 円 + 交通費（実費）
- (2) 投票日当日 18,972 円 + 交通費（実費）

※ 投票日当日の報酬につきましては、所得税「372 円」を源泉徴収させていただきますので、実際の手取り額は「18,600 円」（前回実績）となります。

なお、報酬額は、変更となる可能性があります。

※ 交通費については最も経済的かつ合理的な経路で計算し、IC カード利用の金額での支給となりますので「従事者名簿」に記載いただいた金額と異なる場合がございます。御了承ください。

5 その他

- ・投票事務従事者の方に対しての事務説明会はありません。
- ・後日、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）から従事者の方あてに、委嘱状と合わせて投票日前日・当日の集合時刻等をお知らせいたします。
- ・推薦後～投票日当日までに従事できない方が現れた場合は、新たに別の方の御推薦をお願いいたします。

【参議院議員通常選挙】
投票事務従事者名簿

連長用 資料 3-4 ★
締切：6月6日（金）

記入者名：

第 1 投票所

旭区役所

番号	フリガナ	生年月日	住 所	連絡先 ※日中連絡不可の場合は メールアドレス併記をお願いいたします。		投票所までの経路	
	氏 名			電 話	メー ル	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
例 1	アサヒ タロウ	昭和 62 年 10 月 1 日	旭区さちが丘〇〇	電 話	045-123-4567	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	旭 太郎			メー ル	〇〇〇〇@gmail.com	なし	
例 2	メイスイ ハナコ	平成 5 年 1 月 23 日	旭区二俣川2-〇〇	電 話	090-1234-5678	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	明推 花子			メー ル	△△△△@hotmail.com	あり	自宅→相鉄〇〇バス停→二俣川(〇〇円)→投票所
パ ソ コ ン 操 作 者	1	年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
2		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
3		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
4		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
5		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
6		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
7		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
8		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
9		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			

投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

参議院議員通常選挙 当日投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行の参議院議員通常選挙における投票立会人をお引き受けいただきありがとうございます。投票日当日までに投票立会人の心構え（参考 4 - 2）を御一読いただき、投票所での立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

投票所における投票の立会い

2 立会日時

投・開票日当日 午前 6 時 30 分～午後 9 時 00 分頃見込み

※投票日は令和 7 年 7 月 20 日（日）を想定しています。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

※ 投票（午前 7 時から午後 8 時まで）事務終了後、投票立会人 2 名のうち 1 名につきましては、開票所への事務引継を終えて、解散となります。

※ 交代制をとる場合の時間は次のとおりです。

（前半）午前 6 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

（後半）午後 1 時 30 分から午後 9 時 00 分頃まで

3 報酬額（前回実績）

12,000 円（交代制の場合は 6,000 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

4 その他

- ・選任通知書等の書類につきましては、後日送付いたします。
 - ・当日のお食事をご持参いただくか否かについては、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）からお電話等でご連絡いたします。
- なお、やむを得ない事情により当日の立会いが困難となった時点で、以下の連絡先へ速やかに御一報ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持ってお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人として選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 38)

立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。

 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50Ⅱ)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41Ⅰ)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48Ⅱ)
 - (4) 不在者投票、在外投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63Ⅰ)(指定投票区のみ)
- 3 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(法 50Ⅴ)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき意見を述べること。(令 41Ⅲ)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)
- 7 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。(法 55)

区役所期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

旭区役所期日前投票所（旭区役所 地下 1 階会議室）

※ 区役所スロープを降りた先の地下夜間休日入口からお入りいただき、業務員に「期日前投票所の立会人です。」とお申し出ください。

3 立会日時

立会日 : 参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間 : 午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りくださいますようお願いいたします。休憩スペースは設けておりますので、適宜御利用ください。（旭区役所内に食堂・売店はございません。）

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話 : 045-954-6012 FAX : 045-951-3401

メール : as-toukei@city.yokohama.lg.jp

臨時期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

臨時期日前投票所（旭区民文化センター サンハートホール）

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 9 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りいただくほか、休憩スペースも設けておりますので、お弁当をご持参の場合は適宜ご利用ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

期日前投票所投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず、印鑑と口座振込依頼書を持って指定された期日前投票所にお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、期日前投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人に選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

期日前投票所投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 48 の 2 により読み替える法 38)
立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください(初日のみ、2 日目以降は投票箱を交換する場合のみ)。
 - ・ 2 日目以降は投票箱の上ぶたの開錠に立ち会ってください(投票箱本体の鍵は開錠しません)。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と照合するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50 II)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41 I)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 II)
- 3 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき、意見を述べること。(法 50 V)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(令 41 III)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)

橫 浜 市 長 選 挙 関 係 資 料

旭区選挙管理委員会

16 旭中央地区連合町内会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙 投票管理者・立会人推薦書

第1投票所 旭区役所

		前半（※）	後半（※） （2人に分かれる場合のみご記入ください。）
投票 管理 者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人 1	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人 2	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
投票管理者と投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

【参院・市長共通】

当日投票管理者・立会人推薦要領

1 当日投票所の投票管理者・投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	従事等日時	資格要件	報酬 (予定)
投票 管理者	1名	投票所における 管理執行	・投票日前日 2時間程度 ・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	26,000円 (13,000円 ×2日分) (※3)
投票 立会人	2名	投票の立ち会い	・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	12,000円 (※3)

※1 開始前の準備及び終了後の投票箱開票所送致等のため30分から1時間程度の時間を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担うことが原則となります。長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制をとることを想定しておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00
報酬 (各人)	管理者・立会人各々半額となります。	

3 当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、投票管理者と投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。後日、電話等でご連絡差し上げますので、しばらくお待ちいただくようお願いください。

旭区選挙管理委員会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙
 期日前投票所 投票立会人推薦書

旭区役所

7月21日（月）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
 投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

旭区選挙管理委員会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙
期日前投票所 投票立会人推薦書

サンハート

7 月 21 日 (月)

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	フリ氏 フリ名		フリ氏 フリ名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	フリ氏 フリ名		フリ氏 フリ名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。「後半」は何も記入しなくてかまいません。
投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

期日前投票立会人推薦要領

1 期日前投票所の投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	立会い時間	資格要件	報酬 (予定)
旭区役所	2名	投票の立ち会い	午前8時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)
サンハート	2名	投票の立ち会い	午前9時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)

※1 開設前打合せ及び終了後の投票箱施錠・書類作成のため前後15分を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

当日投票所と同様に、期日前投票所の投票立会人につきましても、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制とさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	(区役所) 前半 8:30~14:15 後半 14:15~20:00 (サンハート) 前半 9:30~14:45 後半 14:45~20:00
報酬 (各人)	各々半額となります。

連合別 担当期日前投票所一覧表

投票日 8月3日(日)

	従事場所		旭区役所	サンハート
	日	曜日		
13日前	7月21日	月	(選管推薦)	(選管推薦)
12日前	7月22日	火	(選管推薦)	(選管推薦)
11日前	7月23日	水	市沢地区町内会連合会	(選管推薦)
10日前	7月24日	木	左近山連合自治会	(選管推薦)
9日前	7月25日	金	旭南部地区連合自治会	(選管推薦)
8日前	7月26日	土	若葉台連合自治会	二俣川ニュータウン連合町内会
7日前	7月27日	日	川井地区町内会自治会連合会	万騎が原連合自治会
6日前	7月28日	月	今宿地区町内会自治会連合会	さちが丘地区連合自治会
5日前	7月29日	火	上白根連合自治会	希望が丘南地区連合自治会
4日前	7月30日	水	旭北地区連合自治会	希望が丘東地区連合自治会
3日前	7月31日	木	白根地区町内会自治会連合会	希望が丘連合自治会
2日前	8月1日	金	鶴ヶ峰地区町内会連合会	笹野台地区連合自治会
1日前	8月2日	土	旭中央地区連合町内会	二俣川地区連合自治会

投票管理者 各位

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

横浜市長選挙 投票事務従事者の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における投票管理者をお引き受けいただきありがとうございます。

つきましては、次のとおり投票事務従事者の推薦をお願いいたしたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

また、投票管理者の概要を裏面で御案内いたします。

なお、職務の詳細につきましては、追って、選任通知と合わせ資料を送付いたしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

事務従事者の推薦

『**参考 3-2** 投票事務従事者推薦要領』に、推薦人数、推薦基準等を記載しています。こちらを御確認いただき、『**資料 3-4** 従事者名簿』に御記入ください。

2 提出方法

同封の返信用封筒を用いて、『**資料 3-4 (※)**』を旭区選挙管理委員会宛てにご郵送ください。

(※) 『**資料 3-4**』をメールで御提出いただける場合は、データをお送りします。投票所名、送信者氏名、必要な資料番号（3-4）を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

3 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）

4 前回からの変更点

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数 5,000 人未満の投票所について現行から 1 名減としています。区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
(旭区役所総務課統計選挙係兼任)

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

投票管理者について

1 職務

投票所における管理執行

2 従事日時

※ 投票日は令和7年8月3日（日）です。

(1) 投票日前日：2時間程度（前日設営）

※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。

(2) 投・開票日当日：午前6時30分～午後9時頃見込み

※ 投票（午前7時から午後8時）事務従事後、開票所への事務引継ぎを終えて、解散となります。

3 報酬額（前回実績）

26,000円（13,000円×2日分）

※ 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

※ 投票日当日に途中交代をする場合、当日分は半額になります。

4 投票管理者の告示について

公職選挙法施行令第25条の規定「投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない」により、投票管理者の住所（行政区まで）及び氏名は告示されますので御承知おきください。

5 その他

- ・今回は参議院議員通常選挙執行中で開催が難しいため、投票管理者・事務主任打合せ会は行いません。
- ・各投票所の担当が決まり次第、事務主任から投票管理者様に御連絡申し上げます。
- ・投票管理者選任通知は、後日お送りします。その際に「投票管理者の手引き」を同封しますので、投票日当日までに御一読ください。

当日投票所のお食事（昼食・夕食）について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）間で行っていただきます。事務主任・庶務主任からの連絡をお待ちください。
- ・調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

横浜市長選挙 投票事務従事者推薦要領

1 推薦人数

原則 5 名（うちパソコン操作者 2 名）

- ※ パソコン操作者の作業内容は、「投票のご案内」に印字されたバーコードを読み取り、確認ボタンをクリックし、「投票のご案内」にチェックをつけるという、簡単な作業です。別途、投票所従事職員より説明いたします。
- ※ 有権者の人数等により推薦人数が異なる場合や、パソコン操作者が 3 人の場合があります。推薦人数は、投票所ごとに用意された推薦名簿でご確認ください。

2 投票事務従事者の推薦について

- (1) 投票日前日及び投票日当日ともに参集できる方。
- (2) 投票事務に従事して知り得た投票の秘密など個人情報等のプライバシーの保護を守れる方。
- (3) 年齢が 16 歳以上の方（高校 1 年生以上）。
 - ※ 従事いただく際の服装については、肌の露出の多いもの、華美なものはお控えいただくよう、あらかじめお伝えいただければ幸いです。
- (4) 投票立会人以外の方。

3 従事日時

※投票日は令和 7 年 8 月 3 日（日）です。

- (1) 投票日前日
 - 2 時間程度（前日設営）
 - ※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。
- (2) 投票日当日
 - 午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分頃

4 報酬（予定）

- (1) 投票日前日 2,500 円 + 交通費（実費）
- (2) 投票日当日 18,972 円 + 交通費（実費）

※ 投票日当日の報酬につきましては、所得税「372 円」を源泉徴収させていただきますので、実際の手取り額は「18,600 円」（前回実績）となります。

なお、報酬額は、変更となる可能性があります。

※ 交通費については最も経済的かつ合理的な経路で計算し、IC カード利用の金額での支給となりますので「従事者名簿」に記載いただいた金額と異なる場合がございます。御了承ください。

5 その他

- ・投票事務従事者の方に対しての事務説明会はありません。
- ・後日、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）から従事者の方あてに、委嘱状と合わせて投票日前日・当日の集合時刻等をお知らせいたします。
- ・推薦後～投票日当日までに従事できない方が現れた場合は、新たに別の方の御推薦をお願いいたします。

【横浜市長選挙】
投票事務従事者名簿

資料 3 - 4 ★
締切：6月6日（金）

記入者名：

第 1 投票所

旭区役所

番号	フリガナ	生年月日	住 所	連絡先 ※日中連絡不可の場合は メールアドレス併記をお願いいたします。		投票所までの経路	
	氏 名			電 話	メー ル	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
例 1	アサヒ タロウ	昭和 62 年 10 月 1 日	旭区さちが丘〇〇	電 話	045-123-4567	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	旭 太郎			メー ル	〇〇〇〇@gmail.com	なし	
例 2	メイスイ ハナコ	平成 5 年 1 月 23 日	旭区二俣川2-〇〇	電 話	090-1234-5678	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	明推 花子			メー ル	△△△△@hotmail.com	あり	自宅→相鉄〇〇バス停→二俣川(〇〇円)→投票所
パ ソ コ ン 操 作 者 1		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
2		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
3		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
4		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
5		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
6		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
7		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
8		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			

投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

横浜市長選挙 当日投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における投票立会人をお引き受けいただきありがとうございます。投票日当日までに投票立会人の心構え（参考 4 - 2）を御一読いただき、投票所での立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

投票所における投票の立会い

2 従事日時

令和 7 年 8 月 3 日（日）午前 6 時 30 分～午後 9 時 00 分頃見込み

※ 投票（午前 7 時から午後 8 時まで）事務従事後、投票立会人 2 名のうち 1 名につきましては、開票所への事務引継を終えて、解散となります。

※ 交代制をとる場合の時間は次のとおりです。

（前半）午前 6 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

（後半）午後 1 時 30 分から午後 9 時 00 分頃まで

3 報酬額（前回実績）

12,000 円（交代制の場合は 6,000 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

4 その他

- ・選任通知書等の書類につきましては、後日送付いたします。
 - ・当日のお食事をご持参いただくか否かについては、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）からお電話等でご連絡いたします。
- なお、やむを得ない事情により当日の立会いが困難となった時点で、以下の連絡先へ速やかに御一報ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持ってお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人として選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 38)

立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。

 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50Ⅱ)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41Ⅰ)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48Ⅱ)
 - (4) 不在者投票、在外投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63Ⅰ)(指定投票区のみ)
- 3 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(法 50Ⅴ)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき意見を述べること。(令 41Ⅲ)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)
- 7 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。(法 55)

区役所期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行横浜市長選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

旭区役所期日前投票所（旭区役所 地下 1 階会議室）

※ 区役所スロープを降りた先の地下夜間休日入口からお入りいただき、業務員に「期日前投票所の立会人です。」とお申し出ください。

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りくださいますようお願いいたします。休憩スペースは設けておりますので、適宜御利用ください。（旭区役所内に食堂・売店はございません。）

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤

（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

臨時期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

臨時期日前投票所（旭区民文化センター サンハートホール）

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 9 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りいただくほか、休憩スペースも設けておりますので、お弁当をご持参の場合は適宜ご利用ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

期日前投票所投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず、印鑑と口座振込依頼書を持って指定された期日前投票所にお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、期日前投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人に選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

期日前投票所投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 48 の 2 により読み替える法 38)
立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください(初日のみ、2 日目以降は投票箱を交換する場合のみ)。
 - ・ 2 日目以降は投票箱の上ぶたの開錠に立ち会ってください(投票箱本体の鍵は開錠しません)。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と照合するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50 II)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41 I)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 II)
- 3 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき、意見を述べること。(法 50 V)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(令 41 III)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備については、令和7年7月7日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。
公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、
返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。



<展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介し
ます。

● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

■ 「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展^{*1}」に5件、「花・緑出展^{*2}（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
 - ・株式会社大林組
 - ・清水建設株式会社
 - ・住友林業株式会社
 - ・東急グループ
 - ・東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人（63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体（73件） 別紙一覧

※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

■ 「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店^{*3}」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者（4件）（※五十音順）
 - ・JAグループ
 - ・株式会社丸兆
 - ・明治グループ
 - ・山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸兆◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

■主催者挨拶

登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



【十倉会長コメント】

GREEN×EXPOの見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日(水)10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和 (日本経済団体連合会 会長)
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春 (横浜市長)
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治 (神奈川県知事)
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局 (株式会社プラチナム内) 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウキントウキ」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐卓造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	インキナ コウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の宵-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会	①	①
48	屋内緑化推進協議会	①	①	101	ジェービーエス製菓株式会社	①	①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部	①		102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリピアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医学会神奈川県支部		①
		179		一般社団法人 日本造園組合連合会	①		
110	シャン フルーリー イズミ		①	180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
111	株式会社 春峰園	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
112	湘南造園株式会社	①		182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
113	株式会社 新松戸造園		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
114	有限会社 スープ		①				
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレストフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカシヨー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルティン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 プラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会	①	②	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会	①	②	244	MAFD AMINO / ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本草月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	三ヶ日みかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨングループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイプル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卓二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 藪会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①				
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。
 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。
 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	31	さいたま市	○	
6	栃木県	○	○	32	千葉市	○	
7	群馬県	○		33	川崎市	○	
8	埼玉県	○	○	34	相模原市	○	
9	千葉県	○	○	35	静岡市	○	
10	富山県		○	36	浜松市	○	○
11	石川県		○	37	名古屋市	○	
12	長野県	○	○	38	京都市	○	
13	岐阜県	○	○	39	神戸市	○	
14	静岡県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
15	愛知県		○	41	福岡市	○	
16	三重県	○	○	42	北九州市	○	
17	京都府	○		43	熊本市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		44	大和市(神奈川県)	○	
19	和歌山県	○		45	田原市(愛知県)		○
20	鳥取県	○		46	福山市(広島県)		○
21	島根県		○				
22	岡山県		○				
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性が
 あります。
 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。
 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。
 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。

区連会 4月説明資料
令和7年4月18日
上瀬谷整備事務所
2027年国際園芸博覧会協会

旧上瀬谷通信施設地区におけるR7年度の工事について

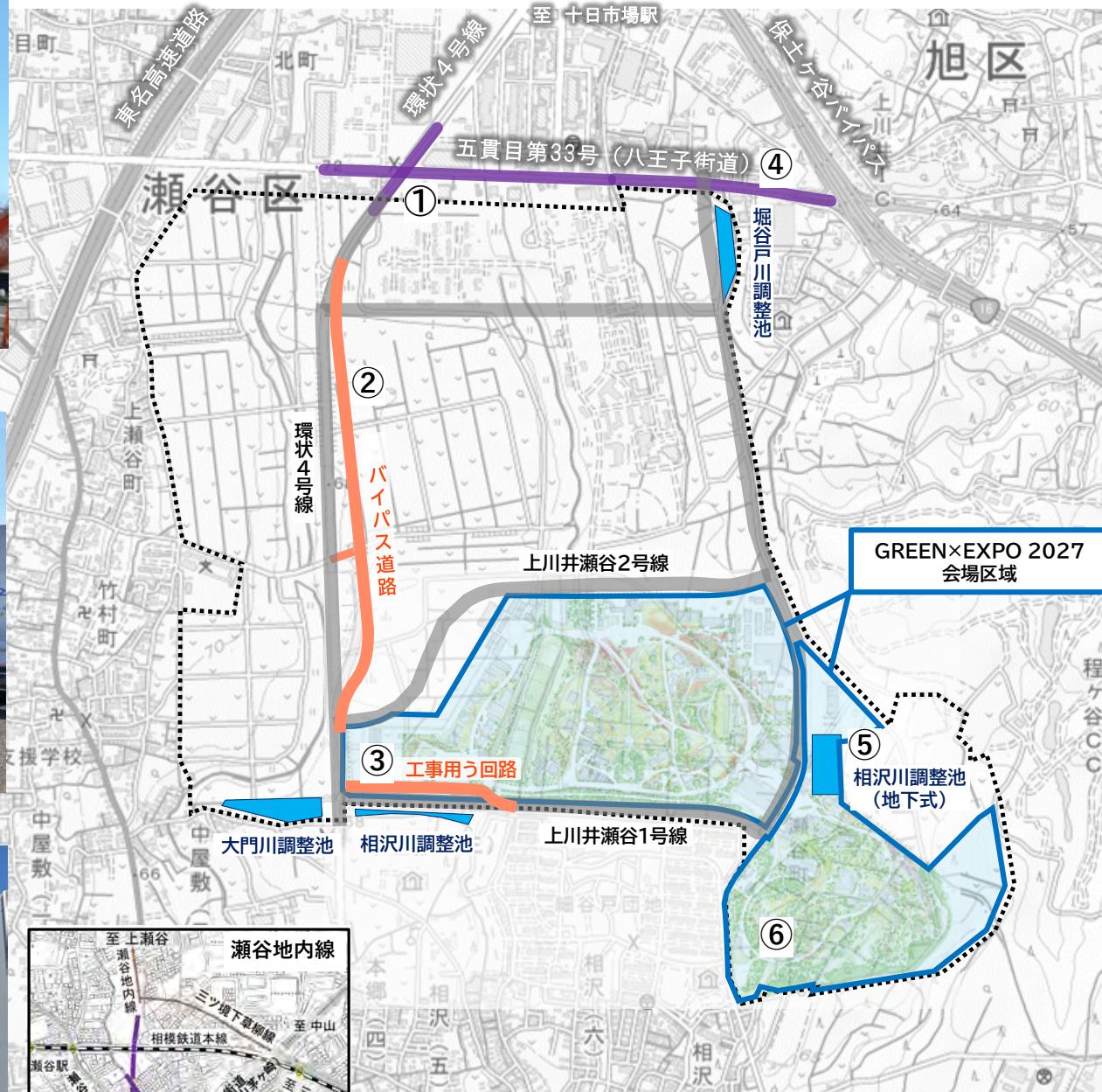
1. 工事の状況

旧上瀬谷通信施設地区では、GREEN×EXPO 2027の開催や、その後のまちづくりに向け、土地区画整理事業、周辺道路整備事業、公園整備事業及び会場整備工事を進めています。

工事期間中、安全対策等には細心の注意を払いながら施工いたしますので、よろしくお願いいたします。



①目黒交番前交差点【橋梁基礎工事】



④八王子街道【道路拡幅工事】



②バイパス道路【仮囲いを活用したPR】



⑤相沢川調整池（地下式）【躯体工】



③上川井瀬谷1号線【工事用回路】



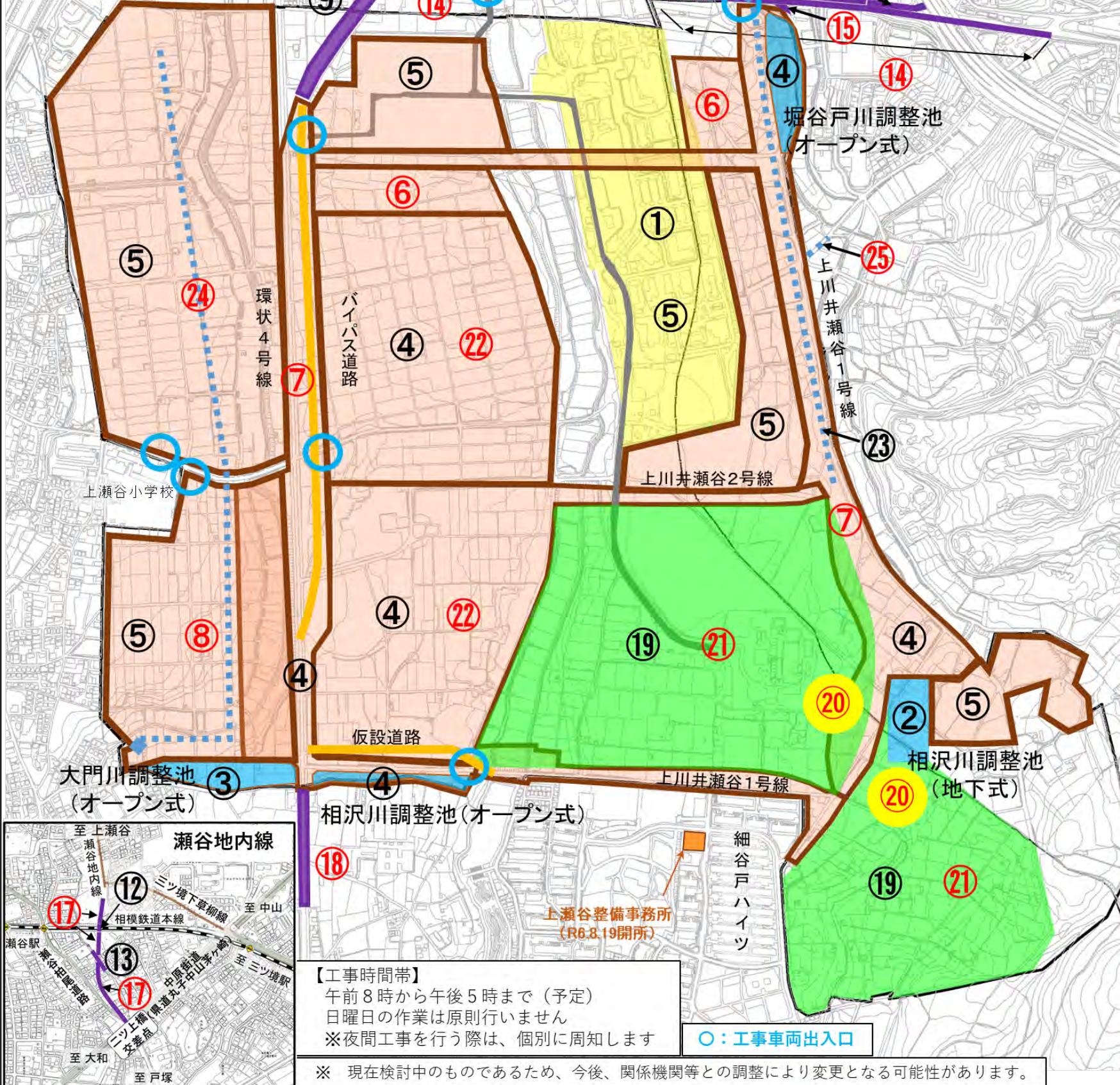
⑥和泉川付近【植樹・移植工】

■お問い合わせ先
(GREEN×EXPO 2027について)
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 電話 045-307-2099
(土地区画整理事業・周辺道路整備事業について)
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所 電話 045-900-0702

2. 令和7年度の工事予定

旧上瀬谷通信施設地区
令和7年度の主な工事予定

令和7年3月時点



- 土地区画整理事業(上瀬谷整備推進課 045-900-0700)**
- 【現在施工中】**
- ①米軍施設解体工事 R5.8~R7.7
 - ②相沢川調整池工事(地下式) R6.4~R8.7
 - ③大門川調整池工事(オープン式) R6.4~R8.7
 - ④基盤整備工事(その1~3)等
道路・上下水道、相沢川調整池(オープン式)、
堀谷戸川調整池(オープン式)、整地、電線共同溝等 R6.4~R9.3
 - ⑤その他(地区内点在)5年度に引き続き行う工事・調査
・土壌除去工事、埋蔵文化財調査、磁気探査調査、準備工事(整地等)
- 【7年度から現場着手予定】**
- ⑥基盤整備工事 整地 R7.8~R8.3
 - ⑦環状4号線・上川井瀬谷1号線 下水道整備工事 R7.5~R8.3
 - ⑧農業振興地区南側 造成、擁壁工事 R7.6~R8.3

- 周辺道路整備事業(上瀬谷整備推進課 045-900-0702)**
- 【現在施工中】**
- ⑨八王子街道 本線拡幅工事 R6.7~R7.6
 - ⑩八王子街道 擁壁、歩道拡幅工事 R6.7~R7.9
 - ⑪目黒交番前交差点立体化 橋りょう工事 R6.8~R8.6
 - ⑫瀬谷地内線 相模鉄道アンダーパス部工事 R6.4~R10.3
 - ⑬瀬谷地内線 水路工事 R6.12~R7.7
- 【7年度から現場着手予定】**
- ⑭八王子街道 本線拡幅工事 R7.5~R9.3
 - ⑮八王子街道 下水道・水路改良、盛土 R7.4~R8.3
 - ⑯目黒交番前交差点立体化 擁壁工事 R7.7~R8.3
 - ⑰瀬谷地内線 道路、擁壁工事 R7.7~R10.3
 - ⑱環状4号線 道路工事 R7.7~R8.3

- 公園整備事業(上瀬谷公園整備課 045-900-0595)**
- 【現在施工中】**
- ⑲公園整備工事 園路、設備等 R6.4~R8.3
- 【7年度から現場着手予定】**
- ⑳パークセンター1・2工事 R7.4~R8.12

- GREEN×EXPO 2027関連 (国際園芸博覧会協会 045-307-2047)**
- 【現在施工中】**
- ⑳会場整備工事(中央、東工区)(基盤整備、設備工等)R6.10~R9.3
- 【7年度から現場着手予定】**
- ㉑会場整備工事(西工区)(基盤整備、舗装等) R7.4~R9.3
 - ㉒各出展者による建築工事、造園工事等 R7.8~R9.3
 - ㉓造園(植栽工事、施設整備等)、建築工事 R7.10~R9.3

- 下水道整備事業(下水道河川局管路整備課 045-671-2861)**
- 【現在施工中】**
- ㉔相沢雨水幹線下水道整備工事 R7.2~R10.4
- 【7年度から現場着手予定】**
- ㉕大門雨水幹線下水道整備工事 R7.4~R10.4
 - ㉖上川井下水道整備工事 R7.6~R8.9

【工事時間帯】
午前8時から午後5時まで(予定)
日曜日の作業は原則行いません
※夜間工事を行う際は、個別に周知します

○：工事車両出入口

※ 現在検討中のものであるため、今後、関係機関等との調整により変更となる可能性があります。

区連会 資料 3-2

令和7年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和6年度 日本赤十字社会費募集の結果報告について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度の会費募集につきましては、自治会町内会の皆様から、別紙のとおり **10,900,544円**をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

なお、令和7年度におきましても5月1日から「日本赤十字社寄付増強月間」が始まり、会費募集が開始されます。つきましては、例年同様に皆様のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【事務局】

日赤旭区地区委員会

担当：杉山

TEL：392-1123

FAX：392-0222

[別紙]

令和6年度 日赤会費募集結果一覧

令和7年3月31日時点
(単位:円)

番号	地区連合町内会	地域振興課 登録世帯数	日赤会費目安額	日赤会費実績額
1	鶴ヶ峰	8,844	1,009,060	1,003,590
2	白根	4,201	533,750	554,806
3	旭北	4,774	719,280	860,091
4	上白根	626	69,150	79,410
5	今宿	4,562	619,160	626,644
6	川井	4,185	538,330	523,214
7	若葉台	5,039	776,030	868,557
8	笹野台	3,817	595,810	628,810
9	希望が丘	3,261	394,730	409,025
10	希望が丘東	5,313	858,470	936,521
11	希望が丘南	2,986	401,430	432,524
12	さちが丘	3,764	459,240	547,880
13	万騎が原	2,766	373,380	346,592
14	二俣川	5,367	644,480	669,085
15	二俣川NT	3,915	486,540	443,473
16	旭中央	1,806	205,890	207,638
17	旭南部	3,709	527,790	548,874
18	左近山	4,306	490,880	490,880
19	市沢	1,873	312,620	358,645
20	その他	5,021	463,090	364,285
	【合計】	80,135	10,479,110	10,900,544

補足) 目安額の算出について

* 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%

* 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円

※参照登録世帯数… 令和6年1月5日

令和7年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和7年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

また、日頃より会員増強運動（会費募集）の推進にご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

今年度の会費募集につきましても、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び会費納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

令和5年度から日本赤十字社会費の専用払込票（青色）にて払込をお願いしています。この専用払込票をご使用いただくことにより、ゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除となります（ATMでのご利用はできません）。

なお、払込先は「日本赤十字社神奈川県支部」となりますが、旭区地区委員会の実績として処理されます。

【事務局】旭区社会福祉協議会 齋藤・杉山
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の取扱について

日本赤十字社会費募集は任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次のとおりお取扱いをお願いいたします。

1 日赤会員増強運動（会費募集）について

日本赤十字社は、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師養成等の諸事業の遂行により、地域社会の福祉の向上に大きく貢献しています。

これら日本赤十字社の諸事業は、政府の補助金によるものでなく、みなさまから寄せられた会費（寄付金）によって運営されております。

令和7年度におきましても、5月1日から「赤十字運動月間」がスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいります。

つきましてはご多忙のところ誠に恐縮でございますが、別紙資料をご参照のうえ、また募集用資材のポスター・チラシ等をご活用いただき、自治会町内会のみなさまに赤十字運動へのご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

2 運動期間（会費納入期日）について

以前は、7月末を目安にお願いしていましたが、今年度も自治会町内会の状況に合わせて柔軟にご対応いただき、令和7年9月末を目安にご納入くださいますようお願い申し上げます。

3 日本赤十字社会費目安額について

(1) 目安額は別紙1【目安額および資材内容一覧】をご確認ください。

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

①会費を戸別募集する自治会町内会

前年度募集実績額×85%

②会費を自治会費からご寄付いただく自治会町内会

地域活動推進費申請世帯数×95%×120円

4 資材について

令和7年2月にご回答いただいた資材調査に基づき、別紙1【目安額および資材内容一覧】のとおり資材を同封しています。不足等がございましたら別紙2【資材追加送付依頼書】または電話等にて事務局までご請求ください。

※領収書は、取扱いにご注意いただき、自治会町内会で保管をお願いいたします。

※新たに会員になられた方(会費500円以上ご協力いただいた方)のうちご希望の方には「協力会員門標」をお渡しいたします。事務局までご請求ください。

※2,000円以上ご協力いただいた方には「会員門標」を支部からご郵送いたします。

5 会費納入方法について

日本赤十字社会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのご納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の専用払込票（青色）により最寄りの郵便局からお振込みください。硬貨取扱手数料は免除となります。領収書は後日ご郵送いたします。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によっては依頼人確認のため免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則等の提示が求められることがあります。ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

【払込票見本】

99 横浜 払込取扱票										振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号										金額									
002908										20001									
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部										料金 備考 免									
ご依頼人・通信欄 おところ・おなまえ * 241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 (電話番号 - -)										記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。 切り取らないでお出しください。									
【No.1 ●●自治会】<●●は印字済>																			
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。										日附印 日附印 料金 備考									

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会内）窓口にお持ちいただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

なお、更生保護協会会費とあわせて窓口にお持ちいただく場合は、その旨をお申し出ください。

目安額および資材内容一覧

会費を戸別募集する自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和7年度 日赤会費（目安額）：_____円

算出根拠

前年度募集実績額（_____円）×85%

◇資材内容一覧

世帯数：_____世帯／班数：_____班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書 (10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和7年2月に実施した調査に基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和7年1月23日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。
旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています。

【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：齋藤・杉山

電話：392-1123 / FAX：392-0222

目安額および資材内容一覧

会費を自治会費からお集めいただく自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和7年度 日赤会費（目安額）：_____円

算出根拠

対象世帯数（_____世帯）×95%×120円

◇資材内容一覧

世帯数：_____世帯／班数：_____班

資材名	数量
(1) 払込取扱票（郵便局専用・青色）	枚
(2) 委嘱状（各組・班で会費を取扱われる奉仕者用）	枚
(3) パンフレット（赤十字事業ご案内・各班回覧用）	部
(4) チラシ（赤十字事業ご案内・各世帯用）	枚
(5) ポスター（掲示板等でご利用下さい）	枚
(6) 受領書（10枚綴り）（各組・班で会費を取扱われる時に使用）	冊
(7) 戸別募金用封筒（各世帯で会費募集時に使用・各世帯用）	枚
(8) 門標（希望者のみ）	枚
(9) 特別会員名簿（領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入）	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和7年2月に実施した調査に基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和7年1月23日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。
旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し（空欄に電話番号）、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています。

【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：齋藤・杉山

電話：392-1123 / FAX：392-0222



【日赤資材追加送付依頼書】

別紙 2

自治会名 _____

ご記入者名 _____ (電話 _____)

令和7年度 日赤会費募集資材について追加送付のご希望は下記へご記入ください。

	資 材 名	数 量
(1)	払込取扱票 (青色)	
(2)	委嘱状 (カードサイズ)	
(3)	パンフレット (A5 小冊子)	
(4)	チラシ (A4 版両面)	
(5)	ポスター (A4 版片面)	
(6)	受領証 (10 枚綴)	
(7)	戸別募金用封筒	
(8)	門標	
(9)	特別会員名簿	
(10)	その他 (_____)	

◆お届け先の変更

今回お送りした届け先以外をご希望の場合は、下記へご記入願います。

会費資材 お届け先	[住所]
	[氏名]

◆送付日の希望

速やかに対応いたしますが、特にお急ぎの場合は、ご記入願います。

月 日 までに送付

令和7年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長(旭区長) 権藤 由紀子

令和7年度旭区更生保護協会会費の納入について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。
また、日頃より更生保護活動の推進にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
今年度の活動推進及び会費募集につきましても、ご協力をお願い申し上げます。
なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】ご承知おきください。
- 【単位会長】会費募集及び納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

- ① 令和5年度から更生保護協会会費は、日本赤十字社会費とは別の同封した払込票(赤色)を使用して、ゆうちょ銀行での払込をお願いしています。
- ② この赤色の払込票はゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが硬貨取扱にかかる費用は募集した会費からご負担いただきたく、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ③ 硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどのご配慮をくださいますようお願いいたします。
- ④ 日本赤十字社会費は、今年度も引き続き専用払込票(青色)を使用いたします。別途ご依頼をさせていただきます。お間違えのないようお願いいたします。

【ゆうちょ銀行窓口での硬貨取扱手数料】

(1) 硬貨取扱料金：100枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金(税込み)
1～100枚	無料
101～500枚	550円
501～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。ご参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 千葉
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのお納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局からお振込みください。

硬貨取扱手数料がかかる場合は、大変恐縮ですが、募集した会費からご負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日1カ月以内を目安にご郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、硬貨取扱手数料のかかる場合のみ金額を必ずご確認くださいといううえで、払込票（赤色）に募集会費、硬貨取扱手数料、納入金額等の必要事項をご記入いただくようお願いいたします。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にお持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合
 募集会費総額【5,000円】－硬貨取扱手数料【550円】＝納入額【4,450円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担			
02	口座記号		口座番号		金額	※¥4,450							
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0			
加入者名	各種団体募金事務局										料金	備考	
通信欄	【No.1 ●●自治会】 <●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [5,000 円] －硬貨取扱手数料[550 円] = ※納入金額[4,450 円] ※郵便局窓口で硬貨取扱手数料の金額を御確認の上、御記入ください。										切取取らないで提出ください。 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。		
依頼人	241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ○○自治会 会長 ○○ ○○ 様												
ご依頼人間に、おところ・おなまえをご記入ください。これより下部には何も記入しなさい。												振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 0 0 2 3 0 3 加入者名 各種団体募金事務局 金額 ※¥4,450 ご依頼人 様 料金 日 附 印 備考	

裏面あり

更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次によりお取扱いをお願いします。

1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

【貴自治会目安額】

対象世帯数_____世帯×95%×10円：_____円

3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末でお願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、令和7年9月末を目安にご納入くださいますようお願いいたします。

4 戸別会費募集用封筒について

ご利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

令和7年度 更生保護協会会費目安額

【町内会会費】

(単位：円)

No	地区連合町内会	令和7年度 目標(目安)額	昨年度 目標(目安)額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰地区	60,350	60,580	8,833
2	白根地区	39,360	39,840	4,150
3	旭北地区	50,680	45,270	5,343
4	上白根地区	5,760	5,930	608
5	今宿地区	42,740	43,300	4,502
6	川井地区	37,680	39,720	3,970
7	若葉台地区	47,380	47,830	4,992
8	笹野台地区	35,860	36,240	3,777
9	希望が丘地区	29,110	29,550	3,215
10	希望が丘東地区	49,680	50,380	5,239
11	希望が丘南地区	27,240	28,340	2,871
12	さちが丘地区	35,540	35,750	3,742
13	万騎が原地区	24,990	26,230	2,725
14	二俣川地区	50,930	50,930	5,366
15	二俣川NT地区	37,090	37,150	3,908
16	旭中央地区	16,930	17,140	1,784
17	旭南部地区	35,270	35,210	3,715
18	左近山地区	40,780	40,890	4,295
19	市沢地区	17,770	17,770	1,873
20	その他(連合未加入)	34,570	40,680	4,510
総計		719,710	728,730	79,418

(補足) 目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円 (※10円未満切り捨て)

※参照登録世帯数…令和7年1月23日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿

旭 福 第 2152 号
旭 区 社 協 第 610 号
令 和 7 年 4 月 1 日

地区別計画推進組織代表者 各位

旭区福祉保健課長 戸矢崎 悦子
旭区社会福祉協議会事務局長 工藤 久

第5期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン） 地区別計画原稿の作成・提出について（依頼）

日頃より、旭区地域福祉保健計画（以下、「計画」）の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、第4期計画も最終年度の5年目となり、今年度は第5期計画（推進期間：令和8年度から令和12年度まで）の策定年度となります。

つきましては、昨年度行っていた第4期計画全体の振り返りをもとに、第5期計画原稿の作成について依頼させていただきます。

なお、本依頼については、地区別支援チームからも御連絡させていただきます。地区別支援チームに対しては、皆様と共に連携して取り組むよう伝えておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 「地区別計画原稿」の作成・提出について

(1) 原稿作成・提出

第4期計画全体の振り返りをもとに、添付資料1「原稿様式」に沿って第5期計画原稿の作成・提出をお願いいたします。

(2) 校正

提出いただいた原稿については、デザイン入稿後、地区別支援チームを通して、原稿校正（3回程度）の御依頼をさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

提出期日

令和7年9月30日（火）

提出先

- (1) 各地区を担当する地区別支援チームのリーダー（係長）へ御提出をお願いいたします。
- (2) 福祉保健課へは、地区別支援チームリーダーから提出します。

※ 原稿の内容について、必ず各地区連合自治会町内会長と共有いただいた上で、御提出くださいますようお願いいたします。

【参考】策定スケジュール



2 添付資料

- 【資料1】 第5期 地区別計画原稿様式
- 【資料2】 第4期 地区別計画取組経過シート
- 【資料3】 第4期 地区別計画策定時提出原稿（記載例）
- 【資料4】 第5期 区全域計画骨子、策定スケジュール

<p>〔お問合せ先〕</p> <p>旭区福祉保健課（担当：山根、岡田、泉谷）</p> <p>電話 954-6143 / FAX 953-7713</p>	<p>旭区社会福祉協議会（担当：三木、宮地、杉山）</p> <p>電話 392-1123 / FAX 392-0222</p>
--	---

令和7年4月8日

地区別計画推進組織代表者 各位

旭区福祉保健課長 戸矢崎 悦子

旭区社会福祉協議会事務局長 工藤 久

第5期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）
地区別計画原稿作成依頼に係る追加資料について（送付）

日頃より、旭区地域福祉保健計画（以下、「計画」）の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、4月1日付で発出した旭福第2152号において、地区別計画推進組織の皆様へ第5期計画の原稿作成を御依頼したところですが、作成にあたり参考としていただける資料を改めて作成しましたので、送付させていただきます。原稿案作成の際には、是非ご活用ください。

1 送付内容（4点）

- ・追加資料1 第5期 地区別計画原稿 作成要領
- ・追加資料2 第5期 地区別計画原稿 作成要領入り様式
- ・追加資料3 第4期旭区地域福祉保健計画 地区別計画リーフレット
- ・(参考資料) 第5期旭区地域福祉保健計画地区別計画原稿の作成・提出について

〔お問合せ先〕

旭区福祉保健課（担当：山根、岡田、泉谷）
電話 954-6143 / FAX 953-7713

旭区社会福祉協議会（担当：三木、宮地、杉山）
電話 392-1123 / FAX 392-0222

第5期地区別計画原稿 作成要領

第4期地区別計画リーフレット及び令和7年3月にご提出いただいた地区別計画取組経過シートの「第4期地区別計画の振り返り」をもとに、第5期地区別計画の原稿を作成してください。

※「第4期地区別計画の振り返り」の主な内容

- (1) 地域の変化（コロナ禍で始まった第4期計画を振り返る上で、人との関わり方や地域活動のあり方など）
- (2) 第4期計画で設定した目標に対する進捗状況
- (3) 次の5年間（第5期計画）を見据え、継続して取り組みたいことや新たに取り組みたいこと

1 第5期地区別計画原稿 作成方法について

(1) 記載範囲や文字のサイズについて

原稿は、A3見開きページの範囲で作成してください。

文字のサイズは、14p以上で記載してください。

(2) 項目について

実線の枠は、全地区共通の項目です。点線の枠は、自由作成項目です。

地区のオリジナル項目を作成していただくことも可能です。

(3) 写真・イラストについて

掲載する写真・イラストがございましたら、画像データを原稿に挿入の上、原本データを原稿と併せてご提出ください。

オリジナルイラストの作成も可能です。その際は、イメージ図やイメージの補足説明文をご提出ください。

2 第5期地区別計画原稿 全地区共通項目について

(1) 地区の未来図

「地域で支えあい 安心して自分らしく安心して暮らせる」ために、お住いの地区をどのようなまちにしたいか、まちの未来像を記載してください。

(2) これまでの取組

第4期計画推進期間（2021年～2025年）に実施した取組について記載してください。

裏面あり

(3) 推進体制

地区別計画推進組織（支えあい連絡会など）の名称と構成を記載してください。

(4) 未来図に向けた目標と主な取組

地区の未来図に向けた目標を設定します。

目標達成に向けて、主に取り組んでいくことを考えます。

<目標を決める際の考え方>

- ・地域社会が求めていること
- ・住民主体の活動により解決可能な取組
- ・活動する人々自身が取り組みたいこと

(5) 地区の紹介

山川や交通などの地理を中心とした地区の紹介文を記載して下さい。第4期計画の文章を必要に応じて修正し、おおむね80字～120字程度で記載してください。

その他、ご不明な点等ございましたら、地区別支援チームにご相談ください。

●●地区の未来図と取組

私たちが描く ^{まち}地区の未来図

「地域で支えあい 安心して自分らしく安心して暮らせる」ために、お住いの地区をどのようなまちにしたいか、まちの未来像を記載してください。

（未来図の補足説明）

メッセージ

地区別計画推進組織から地域住民の皆さんへのメッセージを記載してください。

これまでの取組

第4期の振り返り

第4期計画推進期間（2021年～2025年）に実施した取組について記載してください。

地域活動・行事・取組などの紹介

地域住民の皆さんに知ってもらいたい地区の活動や行事、取組についての紹介文や写真を掲載してください。

推進体制

地区別計画推進組織（支えあい連絡会など）の構成を記載してください。

未来図に向けた目標と主な取組

目標A：地区の未来図に向けた目標を設定します。

<目標を決める際の考え方>

- (1) 地域社会が求めていること
- (2) 住民主体の活動により解決可能な取組
- (3) 活動する人々自身が取り組みたいこと

（主な取組）

目標達成に向けて、主に取り組んでいくことを考えます。

💡 地域住民の皆さんに計画や取組を知ってもらい、理解を広めていくには、分かりやすさや覚えやすさが大切です。

第4期地区別計画リーフレット及び令和7年3月にご提出いただいた地区別計画取組経過シートの「第4期地区別計画の振り返り」をもとに、第5期地区別計画の原稿を作成してください。

「第4期地区別計画の振り返り」の主な内容

- (1) 地域の変化
（コロナ禍で始まった第4期計画を振り返る上で、人との関わり方や地域活動のあり方など）
- (2) 第4期計画で設定した目標に対する進捗状況
- (3) 次の5年間（第5期計画）を見据え、継続して取り組みたいことや新たに取り組みたいこと

【作成方法】◆ 記載範囲や文字のサイズについて
記載範囲：A3見開きページの範囲
文字のサイズ：14p以上

◆ 項目について
実線の枠：全地区共通の項目
点線の枠：自由作成項目
地区のオリジナル項目の作成も可能

◆ 写真・イラストについて
掲載する写真・イラストは原稿と併せて提出
オリジナルイラストの作成も可能（イメージ図や説明文を提出）

【提出方法】提出期日：令和7年9月30日（火）

提出先：各地区を担当する地区別支援チームのリーダー（係長）

※ 各地区連合自治会町内会長と共有いただいた上で御提出ください。

●●地区

地区の紹介

山川や交通などの地理を中心とした地区の紹介文を記載して下さい。
第4期計画の文章を必要に応じて修正してください。
(おおむね80字~120字程度)

MAP

将来人口推計
グラフ

地区別計画取組経過シート（令和6年度版）

令和6年10月 地区別計画推進組織の皆様へ作成を依頼（令和7年3月提出）

〇〇 地区	私たちの描く地区の未来図		
	令和6年度の振り返り	令和7年度の取り組み予定	第4期計画の振り返り
【目標A】 関連する区計画の目指す姿 ・誰もが、ともに生きるまち ・みんなが、声をかけあえるまち ・ひとりひとりが、自分らしくいられるまち	記載例： 1 活動名 （1）実施内容（日時、会場、担い手、どんな取組をしたか、参加人数など） （2）実施結果（どうだったか、地域の反応、良かった点、改善点など） 1 〇〇活動 （1）〇〇年〇月〇日開催。〇〇を行う。 参加者〇〇名 担い手〇〇名 （内、〇〇委員〇名・〇〇会〇〇名） （2）参加者が高齢者中心だったが、子育て世帯も参加できるようになってきた。今後は情報発信を強化していきたい。		【地域の変化】 コロナ禍で始まった第4期計画を振り返る上で、人との関わり方や地域活動のあり方など、地域の変化について感じていることを記載してください。 【目標の進捗確認】 第4期計画で設定した目標を振り返り、目標に対する進捗状況を記載してください。 【第5期計画に向けて】 次の5年間（第5期計画）を見据え、継続して取り組みたいことや新たに取り組みたいことを記載してください。 【その他】
【目標B】 関連する区計画の目指す姿 ・誰もが、ともに生きるまち ・みんなが、声をかけあえるまち ・ひとりひとりが、自分らしくいられるまち			
【目標C】 関連する区計画の目指す姿 ・誰もが、ともに生きるまち ・みんなが、声をかけあえるまち ・ひとりひとりが、自分らしくいられるまち			

【解説】振り返りの視点

地区別計画推進組織主体で行っている取り組みや地域の組織・団体等が行っている目標に関連した取り組みを記載してください。それぞれの目標に対するまとめなど、話し合う機会としてこのシートをご活用ください。

(1) 量で見る視点

- 「場や機会の数」 取組の場面や機会が増えたかを確認
- 「参加者数」 取組の参加者数が増えたかを確認
- 「担い手数」 取組の担い手数が増えたかを確認

(2) 質で見る視点

- 「対象の広がり」 事業・活動の対象者の広がりを確認
例) 参加者が高齢者中心だったが、子育て世帯も参加できるようになってきた 等
- 「理解者の増加」 取組の方向性や事業展開について、理解者が増えたかを確認
例) 取組の目的や内容について、連合自治会定例会で説明し、地区全体の理解が広がった 等
- 「組織間の連携強化」 推進組織だけでなく、多様な組織・団体が連携・協働して活動しているかを確認
例) サロン活動の周知のため、民生委員やケアマネジャーからのチラシ配布を依頼した 等

(3) その他の項目 地区独自の項目を設定することができます

第5期区計画 骨子及び策定スケジュール について

◆ 骨子

第4期区計画振り返り

旭区の状況

【家族形態の変化】

- ・人口減、少子高齢化
- ・単身世帯数増により、社会的孤立のリスク増

【地域の変化】

- ・活発な地域活動、担い手不足
- ・「隣近所と困ったときに相談・助け合いたい人の割合」減少傾向
- ・相鉄直通、住みやすい街に

社会の変化

セーフティネット（家族・地域・社会）の機能変化

- ・非正規雇用が増加、若い人の孤立
- ・新型コロナで人と人との接触が減り、つながりの希薄化進展
→これまでの活動を振り返り、再確認する機会に
→デジタル活用が進展、時間や空間を超えた新たなつながり

生活課題の複雑化・複合化

複数の分野にまたがる課題、従来の制度には合致しにくい課題、制度の狭間に落ち込んでしまっている課題が顕在化

これまでの取組

支援が必要な人に周囲が気付き、お互いに支え合える地域づくりに、地域と関係機関が協働して取り組んできた（4期計画）
→デジタルを活用したつながりづくり、より身近な居場所づくり、相互理解の進展、相談窓口の高度化

第5期区計画の方針

【基本的な考え方】

- ・これまでの取組（～4期）を評価し、継続性を重視。
- ・4期振り返りを踏まえ、今後より重点的に取り組むべきことを「柱」として明記。

区全域計画

区全体に共通する課題に対する取組

【第5期区計画の柱（注力ポイント）】

柱1 日常的なつながりを通じた居場所づくり

孤立を生まない、みんなに居場所がある地域を目指します。

柱2 セーフティネットを支える体制づくり

関係機関が分野を越えて連携し、必要な人に支援が届く体制を目指します。

柱3 地域参加のきっかけ・環境づくり

地域とつながる機会の創出・充実を目指します。

推進主体：個人、地域・関係機関、支援機関

基本理念 （長期的な目標）

【基本理念】

地域で支え合い
安心して自分らしく
暮らせるまち
旭区をつくろう

地区別計画

地区の特性や資源を活かし
ながら、地区の課題を解決
するための取組

推進主体：地域

◆ 策定スケジュール

令和6年度

5月 第1回地域福祉保健推進会議

6月 策定検討部会①

6～8月 団体ヒアリング

10月 策定検討部会②

11月 策定検討部会③

ジュニアボランティアアンケート

2月 第2回地域福祉保健推進会議

ご意見



令和7年度

5月 策定検討部会④

7月 策定検討部会⑤

8月 第1回地域福祉保健推進会議

9月 素案に対する区民意見募集

11月 第2回地域福祉保健推進会議

ご意見



ご意見



区計画

様々なご意見

要点を整理

骨子案

骨子案を文章化
目標や取組内容を検討

素案

区民意見募集を反映
コラムを検討

原案

デザイン
印刷・製本

地区別計画

第4期計画の
振り返り

・地区ごとに
地区の未来図や
目標、主な取組などを検討

原稿

デザイン
印刷・製本

反映



令和8年3月 第5期旭区地域福祉保健計画 公表

8・9・10月は「旭区SDGs月間」

区民の皆さまがSDGsを身近に感じ、行動していただく
きっかけとするためのイベントが盛りだくさんな3か月間✿

行事・イベント・活動 募集中

2025.4.18(金)~7.20(日)

エントリーは
こちらから



区民まつりで
竹を使った工作を体験



水の力でお掃除体験



環境にやさしい
簡単なひと手間を学習



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日頃から行っているイベント・取組が、
SDGsの目標達成に繋がっています！

SDGs(Sustainable Development Goals)とは…

持続可能な開発目標とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

詳細は裏面へ

令和7年度 旭区SDGs月間 エントリー行事募集要領

1 令和7年度「旭区SDGs月間」について

期間

令和7年8月9月10月の3か月間

9月25日は
SDGsが国連で
採択された日

対象イベント等

旭区内で実施するSDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、8・9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけではなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。

(例:ごみ拾い、地域のお祭り、SDGs勉強会、環境学習、防犯パトロール、防災訓練 など)

エントリーする

- 「旭区SDGs月間特設ウェブサイト」で、それぞれの行事・イベント・活動の内容を紹介します。また、旭区公式X・広報よこはま旭区版など、様々な媒体を活用してPRしていきます。
- 主催者が作成するチラシ等に「旭区SDGs月間」バナーをご利用いただけます。



- SDGsを広めるアイテムとして、旭区SDGsオリジナルピンバッジを差し上げます。※数に限りがありますので、なくなり次第配布終了となります。あらかじめご了承ください。



オリジナルピンバッジ

2 エントリー方法など

期間

令和7年4月18日(金)から7月20日(日)まで

資格

団体(自治会、学校、会社、サークルなど、2人以上のグループ)

昨年のエントリー
行事一覧



エントリーは
こちらから



エントリー方法

次の①・②のどちらか

① 横浜市電子申請・届出システムから申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/bad08d1d-382a-4a2c-a28c-ef55bb5af557/start>

② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください
(登録用紙をお送りします)。

旭区SDGs月間

検索

お問い合わせ先

旭区役所区政推進課企画調整係 (区役所 2階23番窓口)

電話 045-954-6026 FAX 045-955-2856

Eメール as-kikaku@city.yokohama.lg.jp





旭区子育てポータルサイト「あさひっ子もり」では、出産・育児についての手続き案内や相談窓口、区内の子育て情報をご紹介します。

この度、「親子の居場所」のページを拡充させ、横浜市子育て応援サイト「パマトコ」と連携するサイトとして、4月1日にリニューアルオープンします。

今後、旭区内のより身近な子育て情報をわかりやすく発信すると同時に、「パマトコ」を120%活用できるサイトとして、双方の掲載情報を充実していきます。ぜひご活用ください。

ここが便利！ その1

イベント名や実施場所がわからなくても大丈夫！
目的に応じて、一覧から身近な子育て支援情報にアクセスできます！

ここが便利！ その2

掲載施設の地図情報を知りたい時や、イベントに申し込みたい時は、リンクから「パマトコ」を活用できます！

ここが便利！ その3

いつでもどこでも閲覧可能！子育てガイドブックに載っていたお出かけ先情報の全てが、インターネットから見られます！



「親子の居場所」URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kosodate_kyoiku/kosodateshien/oyakonoibasho.html



母子手帳表紙のシール
or 右のQRコードから
アクセス！



旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課長
露木 昇

よこはまぐらしナビの掲示依頼について（掲出依頼）

日頃より安全で快適な消費生活の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年 9 月の区連会議題にてご説明させていただきました通り旭区では今年度より消費生活推進員制度を休止させていただきます。つきましては、今後の啓発の一環としてよこはまぐらしナビの掲示をご依頼させていただきます。

可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただきますようお願いいたします。

・ぐらしナビ配送時期

令和 7 年 4 月下旬	4・5 月号	11 月下旬	12・1 月号
5 月下旬	6・7 月号	令和 8 年 1 月下旬	2・3 月号
7 月下旬	8・9 月号	3 月下旬	4・5 月号
9 月下旬	10・11 月号		

事業案内

・消費者大学の開催

旭区にて実施する啓発講座、今年度のテーマは「老後に向けての備えについて（仮）」、9 月 16 日実施予定。

・啓発教材の貸し出し、啓発物品の提供

詳細につきましては地域振興課へお問い合わせください。

旭区役所地域振興課

担当：池上・海野

電話：045-954-6091

メール：as-chishin@city.yokohama.lg.jp

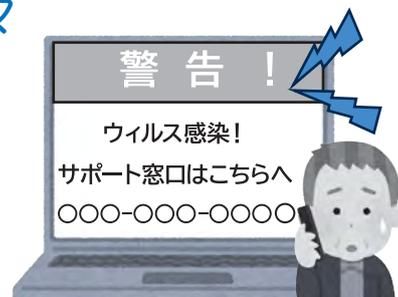
パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート料金をプリペイド型電子マネーで、次々と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!



令和7年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、より住みやすい地域づくりに向けて、地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的にタウンミーティングを実施しています。

令和7年度は、次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票を御提出ください。

1 タウンミーティング

【開催内容】

地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施
※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

【昨年度のテーマ例】

魅力あるまちづくり、自治会の魅力発信と諸問題解消に向けて、地区における防災への取組、各地区・町内会の取組の報告と意見交換

【参加者】

地域：地域の課題解決に関係する自治会・町内会をはじめとする団体役員等広く住民の方
行政：原則、区長、地区担当の部長または課長、テーマに関係する職員

2 定例会等への区長訪問

【開催内容】

連合自治会町内会の定例会や会議等に、区長が訪問します。

【参加者】

行政：原則、区長及び地区担当の部長または課長

3 開催時期

令和7年6月から令和8年1月まで

4 依頼事項

開催を希望する地区は、「令和7年度タウンミーティング開催希望調査票」を御提出ください。

【提出期限】原則、開催希望日の2か月前

【提出先】地区担当の部長または課長（総括支援担当）

5 その他

各地区連合からの御要望につきましては、別紙1「連絡先フローチャート」別紙2「御要望について」を御参考いただき、総括支援担当まで御相談ください。

【担当】

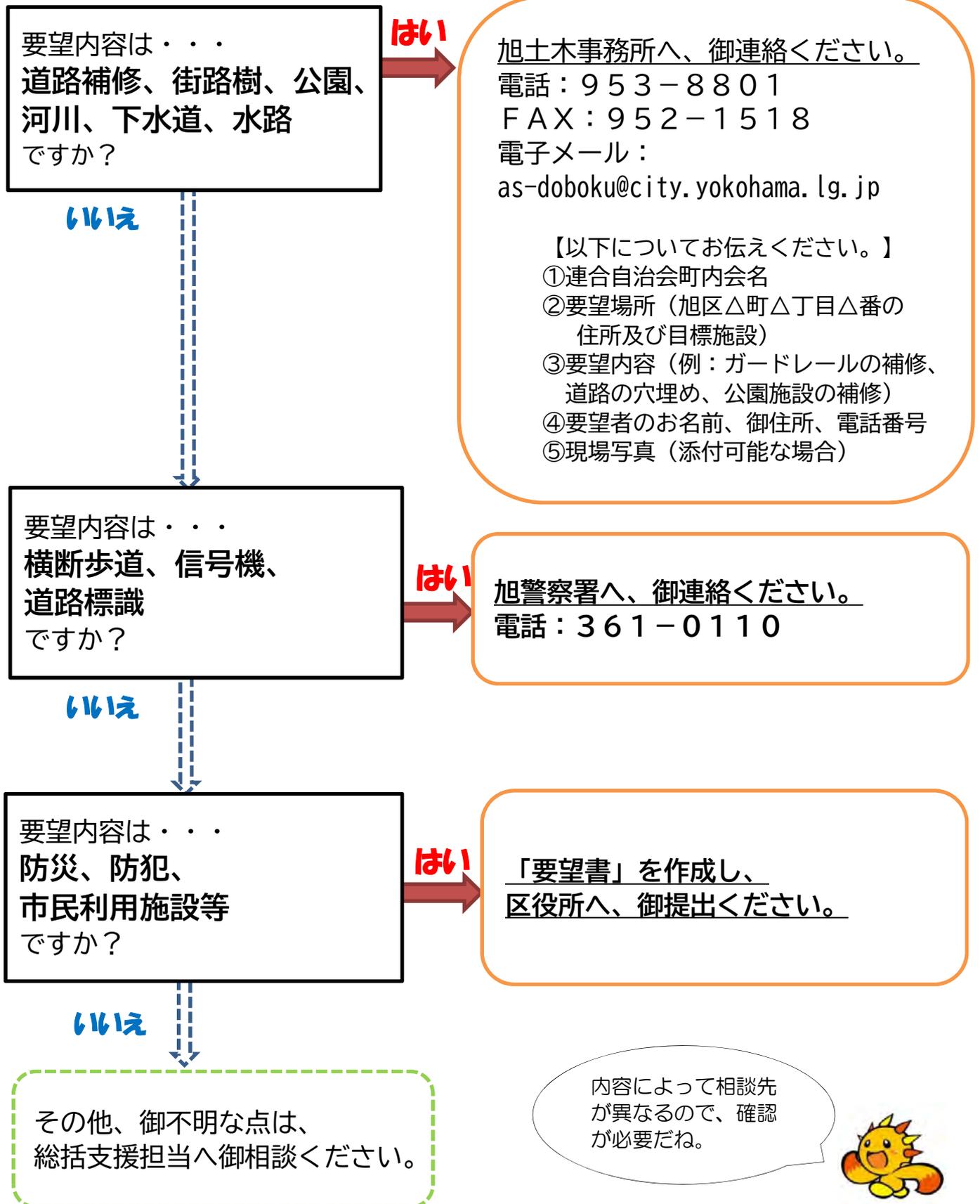
旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

奥村、佐藤、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341

Eメール：as-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

連絡先フローチャート



御要望について

各地区連合から御要望がある場合は、「要望書」を作成し、ご提出ください。

1 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙1「連絡先フローチャート」を参照ください。

(既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいている場合は、提出不要です。)

2 提出方法

【提出先】地区担当の部長または課長（総括支援担当）

3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答いたします。

【土木事務所への直接依頼について】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応する必要があるため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■電話：045-953-8801 ■FAX：045-952-1518

■電子メール：as-doboku@city.yokohama.lg.jp

※FAXや電子メールによる要望につきましては、旭土木事務所から内容確認の御連絡をする場合がありますので予めご了承下さい。

【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）奥村、佐藤、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341、Email：as-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和7年 4月 1日

町内会名： ●●地区連合自治会町内会

氏名： ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

要望書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

〈要望に関する連絡先〉

自治会・町内会名は、自治会・町内会名： あさひさんさん自治会

原則、開示の対象です。氏 名： 旭 太 郎

電 話 番 号： 0 4 5 - 9 5 4 - 6 0 2 8

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備 市民利用施設の補修 防災

その他()

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備考
	※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。	別紙資料 ○・無 ※○をつけてください。

<注意事項>

- 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- 市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- 地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象となります。あらかじめ、御了承ください。
- 案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答いたします。回答方法は別途調整させていただきます

横浜市使用欄 受理日：令和 年 月 日 / 持込 ・ 郵送 ・ その他()

区連会 資料 4-1

令和7年4月18日

各自治会町内会 会長 様

旭保護司会 会長 小松 康夫

「保護司会だより旭」発行と送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旭保護司会につきまして、日頃より並々ならぬご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この度、保護司会の活動状況などの一環をお知らせいたしたく「保護司会だより旭第44号」を発行しましたのでご送付申し上げます。

何卒、ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

1 送付部数 : 各 1 部

退任保護司

(敬称略)

〔任期満了〕
令和六年九月三十日付

藤根 強

〔委嘱日 平成十八年十月一日〕
「保護司会の皆さまには、お身体を大事にしながらかご活躍されることを祈念するとともに、会員相互の「ほうれん・そう」を心がけてください。」との奨励を頂きました。
当保護司会に多大なご尽力を頂き誠にありがとうございました。

功労者表彰

(敬称略)

第七十二回横浜市更生保護大会に於いて、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。
開催日 十二月六日付

横浜市会議長表彰

伊藤喜代子

横浜市保護司会協議会会長表彰

瀬戸 卓
道ノ下行哉
向井 秀人

横浜市長表彰

小林 元和
新川 武雄

第七十五回神奈川県更生保護大会において、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。
開催日 十一月十九日付

法務大臣表彰

原田 憲夫

全国保護司連盟理事長表彰

白濱 泰子

関東地方更生保護委員会委員長表彰

小林 元和
恒成 文幸

横浜保護観察所長表彰

佐藤 公紀
澁谷 薫

神奈川県保護司会連合会会長表彰

瀬戸 卓
道ノ下行哉
向井 秀人



表彰された原田憲夫氏

保護司会だより 旭

発行所 旭保護司会広報部
発行責任者 会長 小松 康夫
事務局 旭区社会福祉協議会
旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭
印刷所 小松印刷株式会社



一泊研修 福島刑務所にて



いわき震災伝承未来館を訪問。
語り部の元中学校教諭
石塚洋悦氏より説明を受ける。



サポートセンターにて
保護司の自宅にて
第10回オンライン講演会受講の様子



二俣川ケアプラザ
若葉台中学校内
区内中学校専任教諭と保護司の交流会の様子

編集後記

今年度後期(四十四号)の旭保護司会だよりを、横浜市保護司会協議会会長はじめ、寄稿してくださいました皆様のご協力により、無事発行することができました。発行するまでには、搭載内容の企画立案、寄稿依頼、校正の作業等を経て完成させますが、寄稿内容を拝読します

と、熟慮のうえ推敲されたことが容易に推察され、今後の保護司活動の糧となります。故に、広報部同も、「連の作業に力が入ります。これからも「楽しい」ためになる！」をモットーに、本誌発行に励みますので、どうぞよろしくお願いいたします。
(石村 記)



これからの保護司会 《保護司と保護司会》

横浜市保護司会協議会 会長 並木 弘

「保護司会とは何か。」

こういう疑問を抱いた方はいらっしゃるでしょうか。
保護司法、所属する保護司会の規約を知って保護司を勧誘された方は少ないのではないのでしょうか。

当初は、保護観察対象者の指導監督・補導に目が行きがちで「会」を意識化することは稀ではないでしょうか。
保護司の使命は処遇と地域の活動から成り、犯罪予防のための世論の啓発に努めるものです。
保護司会には経験の浅い人からベテラン、比較的若い人や保護司定年に近い人、様々な職業、多様な経験を積まれた人がいます。

保護司会はこれらの人々の協業の場であり、研修とサポートの場でもあります。
また、保護司会は更生保護官署、他機関、他団体との「窓」の役割をはたしています。情報の収集、犯罪非行防止の啓発活動も

重要な会の役割です。

切れ味の鋭い刃も、研がずにいればやがて鈍(なまくら)になります。果てます。

「保護司が研修・研鑽に務める」と言うことは資質向上、正に磨きをかけることに他なりません。

持続可能な保護司制度を考えるならば、社会を明るくする運動、保護司適任者の発掘などに保護司会が果たす役割は重要度を増してゆくものと考えます。

「温故知新」、皆様には今一度「保護司会」の役割を意識化していただけたら幸いです。



「呼び方もさんづけに」変わりつつある 令和の刑務所、福島刑務所参観



研修部長 黒須 正明

令和七年二月二十日寒波到来の中、コロナ禍以来六年ぶりの施設参観として、冬の福島刑務所と支所（女子刑務所）を訪れました。

犯罪の減少の一方で再犯者の割合が増えているのが全国的動向です。福島刑務所も同様な状況にあり、再犯者には高齢で認知症状がある人、精神や知的・発達障害があり社会適応が困難な人が増えています。

このような受刑者の実態から、刑務所は刑罰による懲罰を与えるだけでは再犯防止効果が上がらず、福祉的支援がますます必要となつています。福島刑務所では再犯防止と更生に向け①一般社会に近い生活環境の設定、②人格や特性を考慮した処遇、③時代にあつた職業支援等々に取り組んでいます。具体的には、①日常生活に近い環境づくりとして、雑居の共同室から個室（男子は全員、広さ三畳＋洗面とトイレを配置）へ、テレビも置かれ地上波であれば制限なく視聴することも出来ます。

②人格考慮の取組みとしては今まで「番号〇〇」という呼び方が、驚くことに、「〇〇さん」と名字プラスさんづけに変わりました。軍隊式の一列行進もなくなりまし。これにより

所内の雰囲気は激変しています。③時代にあつた職業支援としては土木や力仕事だけでなくパソコン、専門スキルとして介護技術の訓練等を取入れられています。

今、世の中では不適切な言動や行動はパワハラ・セクハラとして厳しい目にさらされます。刑務所もこの時代がつくる常識と風潮の中で変わらざるを得ないところに置かれています。

私たち保護司は、市民の一員として受刑者の市民生活への復帰を支える立場に立っています。と同時に被害を受けた市民の存在も忘れることなくフェアな感性を持ち活動していくことが求められています。社会は多様化し難しい時代です。だからこそ保護司活動は「面白い」のかも知れません。

☆福島刑務所（男子）定員一六五五名、窃盗や詐欺、薬物犯が多く懲役一〇年以下の受刑者を処遇する役割の刑務所。現在は五〇〇名台の収容に落ち着いている。

☆福島刑務所支所（女子刑務所）定員五〇〇名、ほぼ定員に近く収容、刑期による処遇分けはなく、殺人などの重犯罪の受刑者も一割程度収容されている。

活動を振り返ってみて



運動で心を豊かに
白濱 泰子

皆さんは運動すると聞くと、健康な人というイメージでしょうか。私も運動指導に携わるまでその様に思っていました。新境地を開くことになったのは、ダウン症へのダンス指導でした。

周りが敬遠する中、叔祖母が旭区にある白根学園の創始者であり、幼少期より障害児と遊ぶ機会が多かったため抵抗なく引き受けました。

そこをきっかけにアルコール・薬物依存施設への運動指導や保護司への道となり、法務大臣賞を受賞した少年鑑別所からの講師依頼へ繋がりました。鑑別所での指導は多くを学び、自身への成長になりました。



私の保護司の
働きの支え
原田 憲夫

保護司を拝命した当初、私はその活動について全く知りませんでした。そのような私に、横浜市泉区で一九九〇年に新設された小学校のPTA会長をした時の校長夫人から声をかけられたのが保護司になるきっかけでした。

保護司をする中で、「父親殺人未遂」で刑に服した四〇代の男性を半年間担当した事があります。自分の父親が母親に対し目にあまる虐待を繰り返す事に耐えかねて起こした事件でした。その立場場面に自分がいたら、

他の施設では会話をしながら体調や心の様子を窺い進行するのですが、少年に対して「私語禁止」「事件に関わる話は禁止」「個人的なことは一切聞かない」と制約が多く、コミュニケーションをとるツールが何ひとつありません。

「今日終わったら辞める」と何度も思いましたが、少年からの講師への言葉を毎回読み、秘めた思いが溢れる文語に涙し、二五年も続けています。

現在は認知症施設や高次脳機能障害・心の病等々、あらゆる方面への指導を担っており、その中で思うのは、全てに共通して、誰にでも身体を動かす権利はあるということ。運動は、怒りや悲しみが薄れ、幸福感や爽快感が生まれることもあります。これからも、指導を通して出会う人へ、細やかながら心に残る時間を作り続けていきたいと思います。

と思いを巡らしながら対面したこと
が思い起こされます。

また、私が「対象者」と対面する度に繰り返し、自分に聴かせる言葉があります。「あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい」と説くお方が、同時に、「だれが隣人になったと思えますか」と問いかけた言葉です。このお方は、皆が避けた「罪人」と共に食事をして、人の重荷や痛みを担われました。

二〇一六年、泉区から旭区に転居を機に、旭保護司会に加わりました。今日まで保護司としてお手伝いを続けられたのは、先達の生き方、今日までご教導くださった方々の支えがあったからです。感謝します。

保護観察官になって思うこと



横浜保護観察所 旭区担当観察官 稲田 佳雅

私は、矯正から保護へ二年間の期限付きで出向してきました。この場をお借りして、保護観察業務の印象や感じたことなどを共有させていきたいと思います。

正直、保護観察は面接をするだけなので簡単だと思っていました。が、その面接がこんなにも奥深く、大変なことだとは思いませんでした。刑務所の面接では、受刑者は大人しく、聞いたなら何でも素直に答えてくれました。刑務官と受刑者なので、やはり上下関係がありましたし、反抗しようものなら遵守事項違反で懲罰（面会、手紙の禁止）となるため、彼らも従順でした。そのような認識で保護観察官になったため、保護観察対象者と会った際はとても驚きました。質問しても答えてくれず、そもそも出頭すらしないことが多々ありました。遵守事項に違反していても、再犯でもない限り懲罰（保護観察取消）とはならないため、説諭して何とか再発防止に努めさせなければなりません。この説諭

については、保護司の皆様方も苦労されている部分だと思います。

矯正は刑事処分、保護は保護処分ですので、処分の性質は違いますが、両者の目的は犯罪者の改善更生及び円滑な社会復帰と一致しております。しかし、刑務所の指導は「指導に従わなければ懲罰」であり、保護観察の指導は「遵守事項を守らせるにはどうしたらいいか」ということであるため、私はアプローチの仕方を変える必要があります。そのため、この約半年間は苦悩の日々を送りました。初めての面接時、対象者から「取り調べみたいですね」と言われたことを思い出します。これからも、信頼関係の構築や適切な距離感について、もつとようまうまうできるよう経験を積みしたいと思います。

矯正へ戻った際に、保護で培ったノウハウを還元できるよう、日々精進していきたいと思っております。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

旭ふれあい区民まつりと協力雇用主と 地域貢献企業について



旭保護司会 協力組織部会長 澤野 研

第三十四回旭ふれあい区民まつりは令和六年十月二十日（日）午前十時から午後三時まで旭区役所周辺にて五十六グループが出店し、盛大に開催されました。当日は、朝までの雨も上がり、前日までの猛暑と違い、おでかけ日和で大勢の来場者で賑わっていました。

旭保護司会および更生保護女性会と合わせて約三十名が参加しました。

協力雇用主で地域貢献企業である横浜バンダイ（株）からも休日にもかかわらず二名が参加して頂き、準備していた配布物を皆で協力しながら配布しました。数百用意したグッズも昼前には配布を終了しました。

一般にはなかなか知れない保護司や更生保護女性会の他、協力雇用主の活動も紹介する良い機会になりました。

「協力雇用主」は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の



事業主の方々です。現在、全国で約二万五千の協力雇用主が協力しています。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、旭保護司会は保護観察所と連携して協力雇用主も募集しています。

今回の我々の活動に対し、ご準備ご支援ご参加いただいた方々に感謝します。

あさひ安全・安心かわら版

～まちの安全・安心情報～

○あさひ安全・安心かわら版とは？

「あさひ安全・安心かわら版」は、携帯電話またはパソコンの「メールアドレス」を登録するだけで、旭区内の安全・安心に関する各種情報を受信できるシステムです。

旭区内で発生した犯罪の発生状況や徘徊情報、防災等の情報を配信しています。

地域の防犯活動や高齢者・お子様への注意喚起等の一助として、お役立ててください。

※登録は無料です。(通信料は別途かかります。)

○配信情報

◇定期配信情報(週1回程度)

- ・区役所職員、警察署員、子・孫を名乗る特殊詐欺等の不審電話への注意喚起情報
- ・旭区内の犯罪発生情報*

※週単位で旭警察署が認知した旭区内の街頭犯罪(空き巣、ひったくり、車上ねらい、自動車盗等)の町丁名別発生状況

◇臨時配信情報

- ・徘徊SOS情報 ・防災関連情報
- ・重大犯罪発生情報、不審者情報 ・その他



○登録方法【Eメール(携帯電話・パソコン)】

1. メールングリスト申請画面を表示し、画面から「**読者登録**」を選択

【申請画面QRコード】



「読者登録」
を選択

【申請画面】

横浜市 City of Yokohama	メインメニュー 三
asahi-kawaraban - あさひ安全・安心かわら版	
メールングリスト管理者に連絡	
<input type="button" value="読者登録"/>	
<input type="button" value="登録解除"/>	
asahi-kawaraban@ml.city.yokohama.jp	
件名: あさひ安全・安心かわら版	
説明: 旭区内の安全安心情報を定期的にお届けします。	

2. 登録したいご自身のメールアドレスを入力
3. 入力したご自身のメールアドレスあてに確認メールが届きます。
4. 届いたメール画面上の URL にアクセスし、「申し込む」を選択。
5. 再度ご自身のメールアドレスあてに読者登録のお知らせが届き、完了。

お問合せ/旭区総務部総務課 ☎:045-954-6007 fax:045-951-3401
E-mail:as-anzen@city.yokohama.jp

区連会 資料 4-3

区連会 4 月定例会資料
令和 7 年 4 月 18 日
旭 区 役 所

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区総務課長

国が実施する全国瞬時警報システム（Jアラート）の 令和 7 年度全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

次のとおり、全国一斉情報伝達試験放送を行います（令和 7 年度全 4 回）。

この試験放送は、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、実施するものです。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

1 日時（予定）

- （1）令和 7 年 5 月 28 日（水）午前 11 時頃
- （2）令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 11 時頃
- （3）令和 7 年 11 月 12 日（水）午前 11 時頃
- （4）令和 8 年 2 月 6 日（金）午前 11 時頃

2 放送場所（区内 11 か所）

旭区役所	白根小学校	左近山特別支援学校	都岡消防出張所
さちが丘小学校	東希望が丘小学校	本宿中学校	若葉台小学校
さちが丘消防出張所	二俣川小学校	上川井小学校	

3 放送内容等

[Jアラートの試験放送]

- ♪ ピンポンパンポン（上り 4 音チャイム）
「これは、Jアラートのテストです。」（3 回繰り返し）
- ♪ ピンポンパンポン（下り 4 音チャイム）

※ 災害等により試験放送を中止する場合等、本市防災スピーカーのホームページでお知らせします。

【本市防災スピーカーのホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/bousaispeaker.html>

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.lg.jp

各連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区総務課長

「緊急時情報伝達システム」の登録について（御依頼）

本システムにつきましては、令和 2 年度から自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしております。今年度も同様の運用をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）緊急時情報伝達システムとは

避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステムです。

また、双方向機能を活用し、受信者側からの回答を集約することも可能となります。

1 登録者数

174 件（令和 7 年 4 月 1 日時点）

2 令和 7 年度の運用について

緊急時の情報伝達手段を多様化し、必要な情報を速やかに発信していく手段として、令和 6 年度同様に本システムを運用していきます。

（1）発信内容について

避難指示等及び送受信訓練のほか、次の内容を発信いたします。

- ア 風水害時の避難指示等
- イ 防災関連情報（台風の接近情報など）
- ウ 送受信試験
- エ その他緊急に伝達が必要なもの

（2）登録対象について

次の方々への登録をお願いしています。

- ア 連合自治会町内会会長
- イ 自治会町内会長
- ウ 川井地区に在住で希望する方

緊急情報等を発信させていただくため、連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様には、ぜひ登録の御協力をお願いいたします。

（3）登録方法について

別紙「登録用紙」にて、5 月 30 日（金）までにメール、郵送、FAX、持参いずれかの方法でご報告をお願いします。

また、以下の電子申請システムからも登録は可能です。

※すでに登録していただいている方の提出は不要です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-enzen@city.yokohama.lg.jp

緊急時情報伝達システム登録申請書

令和7年 月 日

旭 区 長

私は、旭区が運用する「緊急時情報伝達システム」の趣旨を理解し、次のとおり電話番号等のデータ登録を申請します。

団 体 名	
登 録 者 役 職	
氏 名	
登録電話番号	— —

【登録時の条件】※ 希望する場合には、□内にレ点をお願いします。

居住地域に該当しない緊急情報も送信してほしい。

■お知らせ

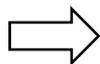
- ・ 登録データの変更又は削除を希望する場合には、区役所総務課まで連絡をお願いします。
- ・ 登録する個人情報は、本システム以外の用途に使用しません。
- ・ 登録者が団体代表者を退任したことを確認した場合、区役所が登録を抹消します。
- ・ 登録者へ年度内に1回以上の送受信試験を実施します。
試験音声の最後にボタン操作をしていただくことで、応答を確認させていただきます。
- ・ 令和7年5月30日（金）までに提出をお願いいたします。

整理番号：

令和7年度 緊急時情報伝達システムの運用について

1 運用イメージ（風水害時）

- ①台風や大雨により、避難指示が発令！ ②区役所から登録者に情報発信 ③登録した電話で情報を受信・回答 ④自宅2階への在宅避難など、情報に応じた行動を行う



【発信される内容例（試験の場合）】

「訓練、訓練、こちらは、旭区役所です。

●●川が、避難判断水位を超えました。氾濫する恐れがあります。そのため、避難所を開設しました。
（中略）

現在の状況を、次の内容から選択してください。

避難所に避難される方は「1」を、家の中の高いところに避難される方は「2」を、避難する必要がないと判断された方は「3」を選択してください。

訓練、訓練、以上をもちまして、旭区役所からの緊急情報の伝達と、受信されました皆様の状況確認試験を終わります。御協力ありがとうございます。」

2 システムを使用し発信する内容

- (1) 風水害時の避難指示等
- (2) 防災関連情報（台風の接近情報など）
- (3) 送受信試験
- (4) その他緊急に伝達が必要なもの

3 受信時に皆様が行う操作

発信は、050-3188-8830の番号から行われます。必要に応じ、電話帳等に登録をお願いいたします。

上記「発信される内容例」のように、必要な情報が流れます。現在の状況等を確認させていただくことがありますので、**メッセージは必ず最後までご確認ください。**

なお、電話に出ることができなかつたり、メッセージを再度聞きたい場合は、リダイヤルしていただくと、同じ内容を確認することができます。

4 登録について

- (1) 御登録いただく方
連合自治会町内会長の皆様、自治会町内会長の皆様

- (2) 登録方法

申請書を郵送、メール、FAX、持参いずれかの方法で総務課へ御提出をお願いいたします。

また、電子申請システムでの登録も可能です。

登録いただく番号は、固定電話でも携帯電話でも可能です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問い合わせ先】

- 登録及び防災に関する発信について
担当：総務課庶務係

TEL : 954-6007 FAX : 951-3401

E-mail : as-anzen@city.yokohama.lg.jp

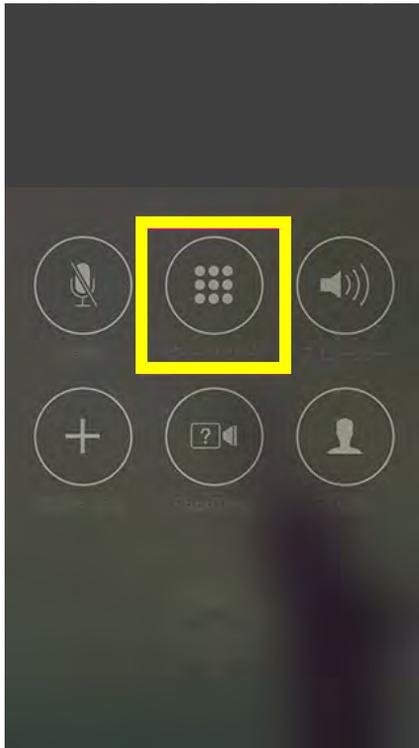
【参考】スマートフォンでキーパッドを表示する方法について

機種によって異なりますが、通話中の画面に「キーパッド」の表示をタッチすると、ボタンが表示されます。

緊急時情報伝達システムで、ボタン操作を求められた場合は、こちらを参照し応答をお願いします。

機種により、画面下部に表示される場合もあります。

通話画面



キーパッド



あさひ 青指だより

第95号

を発行しました

青少年指導員が取材や記事の作成を行い、広報部会で編集した広報紙です。令和6年度下半期のイベントや各地区の活動について青少年指導員の目線で紹介しています。

旭区マスコットキャラクター
あさひくん



第34回

旭ふれあい区民まつり

令和6年10月20日(日)
「竹細工教室」ブースを出店！



旭区親子野外自然体験活動

令和6年
11月2日(土)、23日(土)
こども自然公園にて親子で楽しめる
野外イベントを開催！



第19回

旭区大なわとび大会

令和7年2月1日(土)
旭スポーツセンターにて、
小学生から大人まで
300名以上が参加しました。



地区だより

旭区内19地区のうち、
10地区分の活動を紹介し
ています。



全文は二次元バーコードから
ご覧いただけます。
また、区役所で配布しています。



発行 旭区青少年指導員連絡協議会

編集 広報部会

事務局 旭区役所地域振興課
TEL:045-954-6099

市沢地区

市沢地区活動報告

市沢地区青少年指導員は市沢小おやじの会・ペンギンおやじの会との合同企画が多く、子どもたちのふれあいを大切にとの思いで毎年6月に「ほたる観賞の夕べ」を開催しています。今年度は沢山のほたるが飛び交う姿に感動することができ、参加者約70名が市沢の自然に感謝する日となりました。

6月中旬には地引綱ツアーを開催し、総勢55名の参加者と共に南房総での地引綱を体験することができました。鯛やイナダ・ひらめ等のさかなを取り、子どもたちに食育を通した体験を喜んでもらいました。

青少年指導員として地域の盆踊り大会ではかき氷を販売。また、神社例大祭・市沢小フェスタではバナナチョコを販売し、子どもたちに喜んでもらっています。

毎年1月の第2土曜日には、市沢っ子餅つき大会を開催しています。未就学児を始め子どもたちに餅つき体験を楽しんでもらっています。

また、7月と8月の夏休み期間に市沢地区青少年指導員主催による西谷中教職員・西谷中PTA・市沢小教職員・市沢小PTAとの合同パトロールを実施し、地域の見守りに貢献しています。



旭中央地区

夏の恒例 夕涼み会



夏休みに入ってまもなく、旭中央地区恒例の夕涼み会を実施しました。コロナ前までは子ども会が主体で行っていた行事ですが、危険な火を扱うこともあり青少年指導員が引き続き実施することになりました。

やっぱりモルックは人気です。/

行事は3部構成で、モルックなどでの外遊び体験、カセットコンロを使用したポップコーンやホットドックづくり(おやつタイム)、そして日が暮れてのお楽しみ花火大会です!



おやつタイムは大人が中心です。(食い意地が張っている?) 子どもたちは遊び疲れた人から、棒つきアイス、焼きそば、フランクフルト、焼き鳥を頬張っていました。

そして最後に花火大会です。火をつけることもできない子どももいれば、火のついた花火を振り回す子もいました。日が落ちてからは、中高生向けの吹き出し花火の10連発でした。みんなそれぞれ日頃できない経験をしてもらえれば、大変嬉しいです。



第19回 旭区大なわとび大会

2月1日(土)、旭スポーツセンターで第19回旭区大なわとび大会が開催されました。旭区の16地区から、小学生低学年、高学年、大人が混ざった混合チームの合計36チーム、延べ311名が参加し、熱戦を繰り広げました。

開会式と準備体操を終え、いよいよ競技が開始されました。まずは低学年の部から始まり、高学年、そして混合の順で進んでいきます。体育館には、縄が床を叩く音と「1、2、3、4...」という元気な掛け声が響き渡ります。練習ではなかなかうまく跳べなかったチームも、本番では集中力を発揮し、次々と記録を更新していきます。



各チームはたくさん跳ぶために様々な工夫を凝らしていました。縦一列だけでなく横一列に並んだり、2列になって体を寄せ合ったり。引がかかった人が次々に入れ替わるチームもありました。縄の回し方もチームによって様々で、速く回すチームもあれば、ゆっくりと安定したリズムで回すチームも。たくさん跳べているチームは同じテンポで縄を回しているように見えました。息の合った縄回しとジャンプが、記録更新の鍵を握っているようでした。

大会を終え、各チームの絆はより一層深まったことでしょうか。一つの目標に向かって共に練習し、励まし合い、喜びを分かち合う。大なわとびは、体力向上だけでなく、チームワークや協調性を育む素晴らしいスポーツだと感じました。参加した皆様、本当にお疲れさまでした。来年もまた、熱気あふれる大なわとび大会を開催したいと思います。

大会結果

小学校低学年の部		小学校高学年の部		混合の部	
1位	二ヶ川ニュータウン 149回	1位	旭南部 83回	1位	旭南部 165回
2位	左近山 58回	2位	笹野台 63回	2位	二ヶ川ニュータウン 121回
3位	旭南部 46回	3位	希望が丘 61回	3位	白根 60回

令和7年度の行事予定

- 旭区子ども写生大会 6月21日(土) よこはま動物園ズーラシア
- 旭ふれあい区民まつり「竹細工教室」 10月19日(日) 旭区役所周辺
- 旭区親子野外自然体験活動 11月1日(土) こども自然公園、11月29日(土) 同青少年野外活動センター
- 旭区大なわとび大会 令和8年1月31日(土) 旧若葉台西中学校(予定)

編集後記

私たち旭区青少年指導員は区内19地区の集まりです。今回95号では半数の10地区の活動をまとめてみました。各地区いろいろな活動を通し地域の子どもたちを見守っています。ぜひ皆様のお住まいの地区の催しに参加してみてください。



第34回 旭ふれあい区民まつり

10月20日(日)、旭ふれあい区民まつりが、鶴ヶ峰商店街協同組合駐車場、区役所、公会堂など複数の会場で開催されました。

青少年指導員は、毎年、全市統一行動キャンペーンと竹細工教室を行います。キャンペーンでは、全市統一行動標語「子どもの笑顔は社会のたから」のチラシやウェットティッシュなど約1000セットを配布しました。

竹細工教室では、「竹トンボ」「竹の花びん」「竹のけん玉」「竹ぼっくり」「ぶんぶんまる」「竹笛」の6つの製作指導を行いました。地域の竹を使い、鋸(のこぎり)や小刀、錐(きり)、なたなど、普段あまり使うことのない道具を使ったのでしたが、青少年指導員が、ひとりひとりにつき、作り方を指導しながら作りました。小さい子どもからお年寄りまで、幅広い世代の方が、楽しそうに作品を作っていました。完成した「竹ぼっくり」で歩いたり、「竹トンボ」を飛ばしたり、「竹笛」を鳴らしたり、「花びん」を自慢げに見せ合ったり、テントの周りには、嬉しそうな笑顔にあふれました。



旭区親子野外自然体験活動

令和6年度は、11月2日(土)と23日(土)の2回にわたり開催しました。1回目は生憎の雨模様となり、予定していたモルックは中止となりましたが、ウォークラリーと野外炊事を実施しました。雨の中でも青少年指導員たちは予定通り会場に集まり、イベントの準備をしていた忙しい姿が印象的でした。青少年指導員たちは丁寧に子どもたちに薪割りや火起こしの方法を教え、子どもたちも指導を受けながら実際に体験をしていました。冷え込みが厳しい季節の中、青少年指導員が準備した豚汁などの食事で心まで温まりました。普段の生活ではなかなか体験できないアクティビティを通じて、親子や家族間の絆を深める機会が提供され、笑顔があふれる一日となりました。

2回目は天気にも恵まれ、冷たい風が冬の訪れを感じさせる中、広い園内を歩きながら親子で大自然を満喫しました。その後、ドーナツ広場で予定通りモルックを楽しむことができました。冬の冷たい風

が吹く中、子どもたちも大人も真剣な表情でモルックのスコアを競い合い、笑顔が絶えませんでした。2日間の活動を通じて、参加者の笑顔や感想から、多くの方々に満足していただけたことを大変嬉しく思います。これからも自然を感じながら楽しめる活動を企画し、さらに多くの笑顔に出会えるよう努めてまいります。

ウォークラリー



火起こし

地区だより

旭区内 19地区のうち、10地区分の活動を紹介します。

白根地区

地域清掃活動

白根地区では、青少年指導員主催行事として、小中学生達との交流を目的に、8月の地域清掃活動と3月のモルック大会を開催しております。

地域清掃活動は、毎年夏休みの思い出づくりとして夏休み最後の土曜日午前に行っており、今回で20回目となりました。

今年度は、8月24日(土)白根公園にて小学生11名、中学生6名、先生や地域団体有志の大人16名が集合して、青少年指導員と3グループに分かれて、白根公園・白根地区センター・鍛冶久保公園それぞれの周辺のゴミ拾いを実施しました。

子どもたちが競うようにゴミを見つけては我先に拾う様子はゲームとして楽しんでいるかの様でした。

拾ったゴミは種類別に分別し、8袋分となり、最後に小中学校の両校長先生より、子どもたちが暑い中元気に地域の美化に貢献した事をほめていただきました。

連日猛暑日が続き、ためらいがある中での実施でしたが、体調を崩すこともなく無事に終了しました。

とはいえ、かつてのように7月下旬～8月中旬が暑さのピークだった頃とは違い、猛暑が長く続く近年、イベント開催時期の見直しが今後の課題となりました。



鶴ヶ峰地区

どんど焼き

鶴ヶ峰地区では、主催事業、連携派遣事業など多くの行事があります。なかでも、お正月の風物詩となっているのが、どんど焼きです。令和7年は、1月12日(日)に鶴ヶ峰公園で開かれました。

今年度は、コロナ禍で中断していたお団子の提供を5年ぶりに再開しました。朝から青少年指導員は、竈に薪を焚べ、湯沸かししてお米を蒸したり、杵を握るつき手と返し手の息の合った餅つきなどの準備作業に打ち込みました。午後には松飾りや注連縄(しめなわ)、古いお札などでできた山に、火入れが行われました。勢よく立ち上がる炎に参加者から感嘆の声が上がりました。

「御神火(ごじんか)」が下火になった頃合いに、子どもも大人も一年の思いの願いを込め、長い竹竿の先に付けたお団子を焼く姿が印象的でした。



今宿地区

第21回「今宿ふれあいキャンプ」

今宿地区では毎年夏休みの時期に、お互いの交流を目的として、地区内3校の小中学生を対象としたキャンプを今宿連合会館で行っています。今年は小学生25名が参加しました。

料理としては、カレー、飯ごう炊飯、ナン作りを体験し、夕食でおいしくいただきました。特にナン作りでは小麦粉からの手作りに子どもたちの真剣に取り組む姿勢が感じ取れました。

「高齢者とのふれあい」では、地域のご年配の方と、輪投げ、ブーメラン作りを楽しみました。この交流は「元気な街づくり」の一環として毎年実施しています。他、今宿一長い糸電話、水風船遊び、スイカ割りを行い、夕食後は打上花火やキャンプファイヤーで締めくくりました。

子どもたちからは、「とても楽しかった」「夏休みの思い出になった」との声をもらいました。来年度も多くの子どもたちに参加してもらえよう、さらに充実したキャンプにしたいと思えます。



左近山地区

左近山の活動

左近山地区では毎年子どもたちとグループを作り、夏に開催される団地祭に参加しています。今年は15名のメンバーが参加し清涼飲料水の販売と舞台イベントで「〇×クイズ」を行い、その問題作成からクイズの出題を子どもたちメンバーが行いました。

また令和5年7月より地区でモルック競技を紹介するためモルック体験を月1回継続中です。地元老人会に広がり始めました。

私たち青少年指導員の活動は小学校の協力が不可欠で、できるだけ負担をお掛けしないよう工夫して協力を頂いております。



川井地区

持続可能な取組み

学校・家庭・地域連携事業の一環として、都岡中学校と3つの小学校(都岡小学校、川井小学校、上川井小学校)エリアでゴミ拾いを行う「地球環境クリーン作戦」を、昨年より暑さ対策のために12月に開催、今年度は7日に行いました。5つの町内会、PTA協力の下、小学生52名、中学生191名、総勢396名でそれぞれの地域の清掃活動を行いました。

クリーン作戦は、今回で22回目を迎え、子どもたちは仲間どうし笑顔で空き缶や、たばこの吸殻等を拾いました。ゴミを捨てる人はゴミを捨てない。町内会のレクリエーションや地域のお祭り等の人の関わりの中で、自分らしく生きていくという想いが一層広がっていただければ良いと願っています。



二俣川ニュータウン地区

モルック大会

青少年指導員連絡協議会主催のモルック大会が、12月15日(日)冬日和の中、今宿中沢公園で開催されました。大人も含めて30名程の参加で楽しく盛り上がったイベントとなりました。

午後1時に集まり、最初にモルックのルール説明と実演を行い、2コートに分けてゲームを始め、それぞれチーム対戦で進めて行きました。勢よくスキttlを弾く人や惜しくも狙った通りに投げられず悔しがる人、50点オーバーして点数が戻り残念がるなど、みんな、最後はもう1ゲームしたいとリクエストもありました。

終了後に参加賞を受け取り、嬉しい笑顔で大会を終えることができました。来年度以降も楽しいイベントを企画致しますので、是非ご参加ください。



若葉台地区

ペットボトルロケットを飛ばそう！

7月15日(月)に若葉台地区センター主催、若葉台地区青少年指導員連絡協議会の運営で「ペットボトルロケットを飛ばそう」が行われ、当日は20組の参加がありました。

ペットボトルロケットの作成は、一人で頑張る子、保護者の方と協力して作成する子と様々でしたが、自分なりの装飾もして個性豊かなロケットを作っていました。

今年のペットボトルロケットは例年に比べてとてもよく飛びました。ペットボトルロケットが描く放物線はまるでドジャースの大谷選手ホームランのようで圧巻でした。

水びたしになりながらも夢中になって飛ばす子もいて、PTAなど地域の皆さまにも参加して頂いて、大勢で笑顔あふれる楽しい催しとなりました。



旭北地区

モルック研修会

私たち旭北地区の青少年指導員は10月に、地域の子もたちとモルックの練習試合を行いました。モルックはルールが簡単で、狙いを定めて投げる技術や戦略が求められるものの、子どもから大人まで楽しめるスポーツです。

まず基本的な投げ方を練習し、狙ったピン(スキttl)を倒すコツを学びました。練習試合では、子どもたちは作戦を考えながら真剣にプレーし、仲間と協力する姿が印象的でした。ミスをして励まし合い、試合が進むにつれて成長が感じられました。最終的に子どもチームが優勝し、大きな歓声が上がりました。

試合後、「もっとやりたい!」という声が多く上がり、モルックの魅力を実感しました。今後こうした活動を通じて、子どもたちの成長を支えていきたいと思えます。



区連会 資料 4-6

令和 7 年 4 月 18 日

各地区連合自治会町内会 会長 様

旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

「更女だより あさひ」第 12 号の発行について

春爛漫の候、皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、皆様には更生保護活動の推進に関し、ご支援とご協力を賜りまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、この度、旭区更生保護女性会の広報紙「更女だより あさひ」第 12 号を発行するはこびとなりました。

つきましては、一部をお手元にお届けいたしますのでご高覧の上、ご意見やご感想などをお寄せいただけましたら幸甚に存じます。

皆様のご健康を祈願し、今後とも更女活動への変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

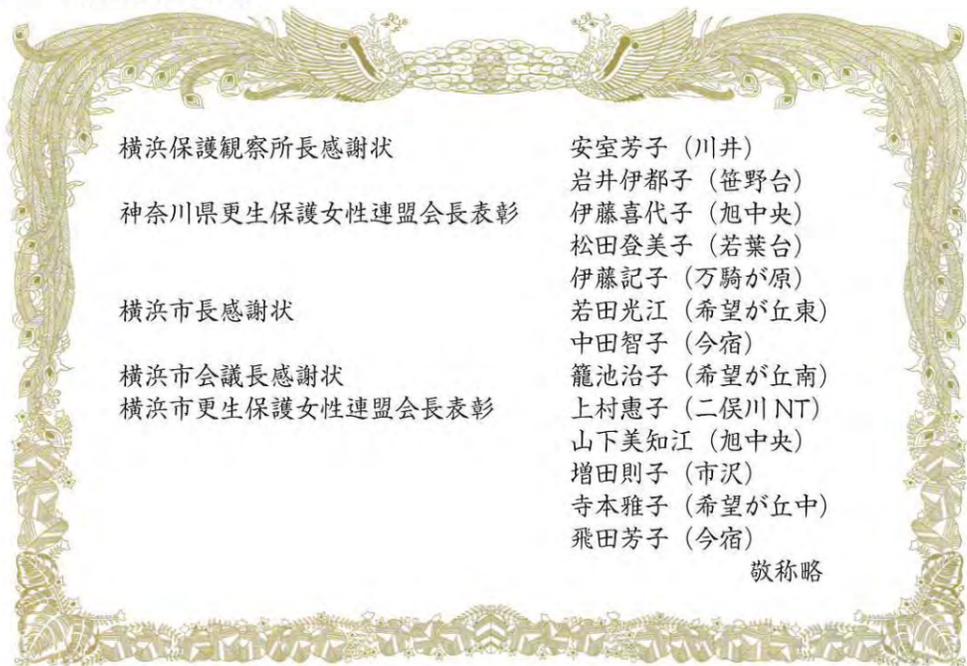
旭区更生保護女性会

電話：045-392-1123

FAX：045-392-0222

担当：千葉

受彰者紹介 ~おめでとうございます~



横浜保護観察所長感謝状

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

横浜市長感謝状

横浜市会議長感謝状

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

安室芳子 (川井)
 岩井伊都子 (笹野台)
 伊藤喜代子 (旭中央)
 松田登美子 (若葉台)
 伊藤記子 (万騎が原)
 若田光江 (希望が丘東)
 中田智子 (今宿)
 籠池治子 (希望が丘南)
 上村恵子 (二俣川NT)
 山下美知江 (旭中央)
 増田則子 (市沢)
 寺本雅子 (希望が丘中)
 飛田芳子 (今宿)

敬称略

2024 年度活動報告

総務部会

部として総会の準備、旭区民まつりに関して更生保護事業への理解を深めるPR活動、又、市、県の会員研修会への参加と多くの事を学び、コロナ禍を得た後、諸活動が活気を取り戻しつつあることへの喜びを感じた一年でした。

研修部会

昨年に引き続き映画の上映会を計画いたしました。研修部員は何回も打ち合わせの末「望み」を決定しました。昨年同様多くの方に参加して頂き今年も盛況のうちに終了する事が出来ました。更女の活動の一助になればと思っております。

広報部会

今年度の旭区更女活動を、5月の総会に始まり3月の映画上映に至るまで更女だより12号に掲載するが出来ました。発行にあたり、旭区社協始め関係者各位にご協力頂き厚く御礼申し上げます。



~ 旭区 三 景 ~



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」 アイドル!



2024 年晩秋 二俣川ニュータウン



2024 年 12 月 29 日 夕暮れの富士山

編集後記

毎年「更女だより」編集の最後を飾る「映画上映会」の写真は今年で5年目となりました。この写真の投稿を待つ印刷に入りますが、毎年地域の方々にはお待ちかねの映画上映会! サンハートの大きなホールが満席になる写真は旭区更女の活動報告の中でも圧巻です!! 今年も2人ポッチの広報部は、皆様のご協力が無事発行にたどり着きました! (^o^)/

広報部一同

事務局より

旭区社会福祉協議会に入職し2年目となりました。更生保護女性会の皆様にお会いした際には、いつも温かく私に話しかけてくださり、和やかな気持ちになります。また昨年度から「社会を明るくする運動」で皆様と駅頭に立ってキャンペーングッズを配布し、周知活動を一諸にさせて頂きました。助けられてばかりの私ですが、皆様が活動しやすい環境づくりを引き続きサポートできるよう努めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。

旭区更生保護女性会 事務局 千葉 裕介

更女だより



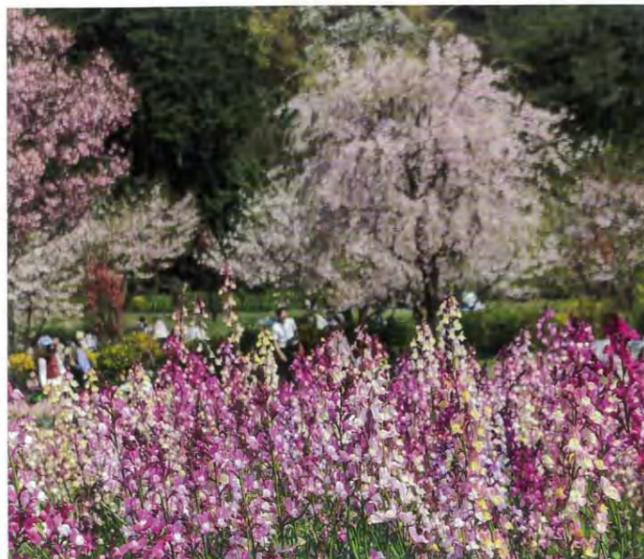
区の花

あさひ

第12号

発行日: 令和7年3月31日
 発行責任者: 峰松 雅子
 事務局: 〒241-0022
 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
 (旭区社会福祉協議会内)
 電話: 045-392-1123
 FAX: 045-392-0222
 制作: そら工房

里山ガーデン テーマ「華やきの丘」



2024 年 4 月 13 日 (土) 撮影

更生保護女性会綱領

- 私たちは 一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざします
- 私たちは 更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに、関係団体と提携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります
- 私たちは 知識を求め自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します

横浜保護観察所長就任にあたって

横浜保護観察所長



中臣 裕之
 旭区更生保護女性会の皆様におかれましては、あたたかな人間愛に基づき、明るい社会づくりのための活動を展開されておりますことに、心から感謝を申し上げます。さて、最近法務省が行った少年院の在院者を対象にしたアンケートによれば、入院前の食事について1日1食以下であったと答えた少年が約1割もいました。これはほんの一例ですが、家庭内での虐待やネグレクトを経験している非行少年は少なくありません。犯罪や非行の背景には、貧困、障害、孤独・孤立、依存症など様々な生きづらさが存在していることが多いと言われています。同じ地域に暮らす方々が、このような背景事情を理解し、更生に手を差し伸べてくださることは、立ち直りを目指す者にとって大きな心の支えとなることでしょう。旭区更生保護女性会の活動が地域において一層大きな輪として広がるよう、共に取り組みましょう。

安全で安心して暮らせる街

旭区社会福祉協議会 事務局長



工藤 久
 令和6年4月1日付で旭区社会福祉協議会事務局長を拝命いたしました。微力ながら旭区更生保護女性会の皆様のお力添えさせていただければ幸いです。昨今、匿名と呼ばれるSNSで集められた闇バイトによる特殊詐欺や強盗などの犯罪が急増し、不安を抱えている方も多くいらっしゃるかと存じます。こうした犯罪を防ぎ、安心して暮らしていくためには、地域が一体となり、自分たちの地域の安全を守るための活動をするのが重要です。これまで皆様が取り組んで来られた、罪を犯した人の立ち直りを支え、非行や犯罪を予防する活動に対する期待はますます大きくなっています。皆様がこの活動を継続していただくことで、住民の防犯意識が高まり、旭区が安全で安心して暮らせる街であり続けることを願っております。結びに、旭区更生保護女性会の益々のご発展と皆さまのご健勝、ご多幸を祈念いたしまして私の着任の挨拶といたします。

2024 年度主な活動

更生保護の実践は現場から

私たちはこれからも社会復帰を支えます
更生保護の優しい心で



2024年5月13日(月)
令和5年度総会
ぱれっと旭



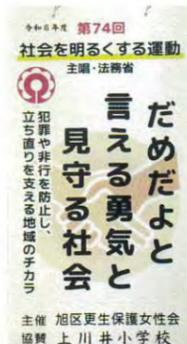
湘南ダルク
講話 「昨今の薬物事情と若年齢化」



2024年12月6日(金)
第72回横浜市更生保護大会
横浜市開港記念会館



2024年12月13日(金)
県更女会員研修
横浜保護観察所



2024年7月19日(金)
第74回社会を明るくする運動
駅頭キャンペーン
旭保護司会共催
希望ヶ丘駅 二俣川駅 鶴ヶ峰駅



2024年12月14日(土)
ひとり親家庭応援 Day
ぱれっと旭



2024年9月30日(月)
横浜Bブロック研修会
テーマ 「やり直しを応援し支え合える
優しい社会をめざして」
保土ヶ谷公会堂



2024年10月20日(日)
第34回旭ふれあい区民まつり
旭区役所他



2025年1月10日(金)
旭区更女賀詞交歓会
ぱれっと旭



2024年度ミニ集会
若葉台 / 上白根、旭北合同 / 今宿
希望ヶ丘3地区、笹野台 / 万騎が原



2024年11月19日(火)
第75回神奈川県更生保護大会
神奈川県民ホール



2024年11月25日(月)
愛のあられ、ビスケット配達
旭区全域



2025年2月20日~21日
保護司会研修会への参加
福島刑務所 母畑温泉



2025年3月7日(金)
会員向け映画上映会 開催
二俣川サンハート

